

## 会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 令和5年3月8日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 19名

1番	鈴木	勝利
2番	藤田	尚美
3番	秋山	泉
4番	加川	裕美
6番	甲斐	徳之助
7番	池辺	己実夫
8番	諸橋	太一郎
9番	市川	圭一
10番	伊藤	裕一
11番	山本	伸子
12番	守屋	常雄
13番	北島	登
14番	杉森	弘之
15番	須藤	京子
16番	黒木	のぶ子
18番	柳井	哲也
19番	石原	幸雄
21番	遠藤	憲子
22番	利根川	英雄

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	飯 野 喜 行
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
経営企画部次長兼 政策企画課長	二野屏 公 司
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長兼 こども家庭課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	渡 辺 恭 子
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課主査	椎名紗央里

## 令和5年第1回牛久市議会定例会

### 議事日程第4号

令和5年3月8日（水）午前10時開議

#### 日程第1. 一般質問

---

午前10時04分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

ここで、執行部より答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 昨日、加川裕美議員への答弁の中で、1か所訂正があります。みんなのしあわせ見本市の参加団体につきまして、「福祉事務所」と答弁いたしましたが、「福祉事業所」の誤りです。よろしく願いいたします。

○杉森弘之 議長 日程第1、一般質問を行います。

---

○

一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、8番諸橋太一郎議員。

〔8番諸橋太一郎議員登壇〕

○8番 諸橋太一郎 議員 おはようございます。新政会、諸橋太一郎です。通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず、第1点目、福祉施設の事故についてお伺いをいたします。

現在、牛久市には、高齢者施設、障害者施設、入所系、通所系様々な施設がございます。現在、牛久市にあります入所系、通所系、放課後等デイサービス等の施設をお伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 令和5年2月末現在において、まず、高齢者施設の数合計で58か所あり、その内訳は、特別養護老人ホームは7か所、介護老人保健施設は3か所、認知症対応型共同生活介護は9か所、サービスつき高齢者向け住宅は4か所、有料老人ホームは14か所、通所介護事業所は休止している1か所を除き21か所となっております。

次に、障害者施設の数合計79か所で、入所施設は1か所、グループホームは35か所、短期入所は8か所、障害者の通所施設は、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、B型、就労定着支援を合わせて35か所となっております。18歳未満障害児の通所施設は、児童発達支援、放課後デイサービスを合わせて24か所となっております。

この2年間で、グループホームが11か所、就労継続支援が3か所、児童発達支援が6か所、放課後デイサービスの事業所が3か所増加しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太一郎議員。

○8番 諸橋太一郎 議員 私が思っていた以上に施設が多いということが分かりました。また、2年間で施設がかなり増加しているということも把握できました。

それらの施設におけます年度別の事故発生件数や虐待の事案の件数をお伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 施設の利用時に事故や虐待があった場合は、事業者から保険者市町村及び所在地市町村へ報告が義務づけられています。

これに基づき、市に届出があった事故報告書によりますと、高齢者施設の事故報告件数は、令和3年度が26件、令和4年度が2月末現在で15件となっています。同様に、虐待につきましては、グループホームに入所していた家族の方から、その疑いがあるという相談が令和4年2月に1件あり、その後、施設へ立ち入り、職員から聞き取りを行いました。虐待があったとの判断には至りませんでした。

次に、障害者施設からの事故報告ですが、令和3年度が3件、令和4年度は2月末現在で報告はありません。また、虐待疑いの相談につきましては、令和4年度に2件の相談があり、県に報告し、事業者への聞き取りの対応をいたしましたが、虐待があったとの判断には至りませんでした。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太一郎議員。

○8番 諸橋太一郎 議員 事故件数、虐待件数、把握できたんですが、虐待がなかったということに安心をしております。しかしながら、表に出ない家族間の虐待ですとか、現れてこない虐待というのものもあるかと思いますので、その辺も今後、注意をして見守っていただきたいと思えます。

3番目の質問として、それらの事故の内容が把握できていましたらお伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 令和3年度及び令和4年度の高齢者施設の事故報告41件のうち、最も多い事故状況は「転倒」で24件、最も多いけがが「大腿骨の骨折」で15件でした。また、転倒による頭部打撲のほか、死亡後にその原因が脳内血腫で、頭部の強打が原因ではないかと推測されるケースもありました。

次に、障害者施設における令和3年度3件の事故状況は、車椅子転倒による大腿骨骨折1件、放課後デイサービス利用時における外傷の縫合が1件、手の骨折1件が報告されております。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太一郎議員。

○8番 諸橋太一郎 議員 高齢者施設では、転倒の事故が多いということ把握できました。やはり足が弱ってくると、全てにおいて人間は弱くなります。今後も、高齢者の方々の足腰の健康の保持が重要ということが分かります。

次に、事故の防止対策についてお伺いをいたします。

新聞記事によりますと、これは放課後デイサービスの記事なのですが、子供の死亡や負傷などの事故報告が、2012年度の制度開始以降、全国で少なくとも約4,100件に上ることが自治体の調査で分かったとの報道がありました。負傷が9割を占めますが、死亡が8件あり、一時的な行方不明も約350件起きておりました。

国への事故報告の義務はなく、自治体からは、事例を共有し検証する仕組みづくりが必要だという指摘が上がっております。障害を抱える子供の居場所として、家族のニーズが高くなっておりますが、より安心して利用するには、まだまだ課題が多いのが現実であります。

牛久市におきましても、新規事業所が幾つも開所され、家族の選択肢が増えてくることは大変すばらしいことなのですが、今後、このような事故が起きないように、障害特性への理解と配慮を欠かさず、安全な環境づくりが重要となると考えます。

また、放課後等デイサービスだけでなく、福祉施設における事故防止について、牛久市ではどのような対策を取っているのかお伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 介護サービスや障害福祉サービスを利用する際の安全対策や事故防止対策は、事業者が法令に従ってマニュアルや計画を作成することになっており、その内容の確認や指導の権限については、地域密着型サービスが市、それ以外は県となっています。

市といたしましては、介護相談員が定期的に施設を訪問する際に、入所者からの相談をきっかけとして安全対策を確認したり、事故報告書の提出が必要なケースを高齢者施設、障害者施設等の運営事業者に対し、実地指導時において引き続き周知することで、安全対策の意識向上を図っております。

また、事故が発生した際には、事故報告書に記載された再発防止策について必要な助言を行っておりますので、これらを継続し、施設等の事故防止を図ってまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太一郎議員。

○8番 諸橋太一郎 議員 牛久市における事故防止対策、把握できました。

しかしながら、事業者というものは、横のつながりがあるところとないところがありまして、やはり同じような事故が起きたときに、どのような対応を取って、どのように対策をしていくかというような横のつながりや情報の共有が必要だと考えますので、今後におきましては、事業者間同士でぜひともそういった情報の共有ができるようなシステムをつくっていただけたらと思います。

それでは、次の2番目の質問に移らせていただきます。2番目の質問として、公用車の管理についてお伺いをいたします。

現在、牛久市が所有しています車の台数と、それぞれある程度の年式別台数をお伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 お答えします。

公用車の台数につきましては、現時点で153台の車両を所有をしております。年式別に申し上げますと、3年未満が21台、3年以上5年未満が12台、5年以上10年未満が25台、10年以上15年未満が22台、15年以上が73台の状況であります。

法定点検の実施、必要に応じた修繕などの実施で、公用車を良好な状態で使用できるよう管理をしております。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太一郎議員。

○8番 諸橋太一郎 議員 物を大事に使うということは、非常に大切なことだと思います。しかしながら、15年以上の車が73台あるということは、様々な維持管理の費用ですとか、故障のリスクも高くなってくるとは思います。

そこで、本市におけます車の購入の基準、また、使用基準、買換えの基準などがあれば、お伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 まず、公用車の使用基準につきましては、更新の基準といたしまして、車両を使用してから15年経過したもの、もしくは走行距離20万キロを超えたものとしておりますが、良好な状態の公用車は継続使用をしております。

次に、購入基準といたしまして、さきに申し上げました使用基準のとおり、長い年数あるいは長い走行距離を経過した車両を更新の対象とする、つまり長く使用する前提といたしまして、リースではなく新車を購入する方策を選択をしております。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太一郎議員。

○8番 諸橋太一郎 議員 経費削減の面からも、やはり長く使うことは大変いいことだと思いますが、現在、コロナ禍で半導体不足から始まった車の納期遅れは、現在も供給不足が続いております。新車の納期は半年から1年かかる車種も多くなってきています。

先ほど、購入の基準を伺いました。車の入替えについては、費用対効果を考えれば、新車一択ではなくてよいかと思えます。当然、職員の方が出張や長距離を走行することが想定される公用車であれば、故障のリスクなどから新車を購入するのが安心かとは思いますが、牛久市内の使用が中心となる公用車であれば、中古車でも十分事足りると思われれます。最近の車は中古車でも壊れることは大変少なくなってきております。

中古車導入のメリットとしては、価格の安さ、納期の早さが挙げられます。デメリットとしては、コンディションが一定でない、メンテナンス費用が多くかかるという傾向がございます。

中古車を購入した場合、5年落ちの車であれば新車よりも5年早く更新を迎えるのは当然のことです。車検も新車であれば1回目まで3年ですが、中古の場合にはその定められた期限までとなります。中古車の購入についての考え方をお伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 現在、牛久市では、公用車更新に当たりましては、入札形式により新車を購入をしております。新車購入のメリットといたしまして、経年劣化による修繕経費が納車当初は抑えられること、最小限の装備を条件とした納車が可能なことなどが挙げられます。安全性、走行性能の最新技術を取り入れつつ、業務に有意性の高い車両購入を検討をしております。

中古車購入のメリットといたしましては、議員もおっしゃるように、新車購入に比べ費用が抑えられること、納期が短いことなどが挙げられます。しかし一方で、一定期間使用したことによりまして車両個別別に状態が違い、新車のような均一の質を確保した購入が難しいことが、デメリットとして挙げられます。

現在の公用車使用状況とも併せて勘案するところ、中古車購入にも課題があると認識をしております。今後、公用車購入の際には、そういった視点を踏まえまして対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太一郎議員。

○8番 諸橋太一郎 議員 ぜひとも新車購入時のトータルコスト、中古車使用のトータルコストを考えて、なるべく費用のかからないような運営を考えていただきたいと思います。

また、中古車導入のメリットとしては、私は、地場産業の育成という点からも、中古車を購入するメリットは本市についてあると考えておりますので、いろいろと今後、調査検証、研究を重ねていただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。ここ最近、市議会の議会運営委員会において、まず専決処分  
の報告ということで情報が入ることが多くなっております。その内容は、毎議会と言っていいほど、事故の報告が上がってきております。この事故については、大なり小なり車の破損、いろいろな状況がございますけれども、市内公用車における事故件数について、どのぐらいあるのかお伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 公用車による交通事故のうち、市に過失があり加害者となっている件数について、直近5年で申し上げますと、平成30年度は13件、令和元年度は15件、令和2年度は22件、令和3年度は15件、令和4年度、現時点で19件となっており、駐車場で後退する際に工作物に衝突するなど、運転者の不注意に起因する物損事故が大半を占めております。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太一郎議員。

○8番 諸橋太一郎 議員 軽微な事故が多いということなのですが、やはりこの件数だけ聞くと、非常に多いなというのが率直な感想になります。

やはり緊張感を持って車を運転していれば、こういった衝突事故、後退時の衝突などは防げるんじゃないかなというふうに考えます。この事故件数を受けて、事故削減につけてどのような対策を取られているのかお伺いをいたします。



○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 今申し上げた不注意による事故は、運転者が意識して安全運転に努めることで未然に防止することができます。全庁に通知するなど、職員に向けた注意喚起を行っております。また、公用車にドライブレコーダーを設置するという事で、職員の安全運転意識の向上に寄与してるものと思われま。

さらに、茨城県警察本部から地域安全課に出向している職員が講師となり、全ての職員を対象とする安全運転講習会の実施をしております。講習会では、最新の交通安全事情を紹介するとともに、具体的な事故事例に関する講義を実施し、公私の別を問わず、交通法規の遵守と安全運転の徹底を図っております。

こういった対策により未然に防げる事故を一つでも減らし、本来の市役所業務が円滑に進められるよう、職員一丸となって安全運転に努めてまいります。

なお、定期的に職員の運転免許証の確認を行い、一人一人の安全運転に関する意識の向上を図っていきたく思います。

また、交通事故の報告には、道路の破損によりタイヤが損傷したとか、側溝のことで、一部そういうのが入っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太一郎議員。

○8番 諸橋太一郎 議員 対策について把握ができました。

先日、報道で、浦安市におきまして、車検切れの公用車を運行していたという事実が発覚をいたしました。公用車の管理の徹底、運転免許証の検査も含め、牛久市でこのようなことがないよう安全運転を実践し、事故を起こさないように業務を遂行、励んでいただくようお願いを申し上げます。私の一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で、8番諸橋太一郎議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時30分といたします。

午前10時25分休憩

---

午前10時34分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続します。

次に、2番藤田尚美議員。

〔2番藤田尚美議員登壇〕

○2番 藤田尚美 議員 改めまして、おはようございます。公明党の藤田尚美です。

通告に従いまして一般質問を行います。

まず、初めに、高齢者支援についてであります。今回は2項目についてお伺いいたします。

まず、初めに、運転免許自主返納後の支援についてであります。

近年の交通事故、死亡事故の中で、高齢ドライバーによる重大死亡事故が増加しております。

全体的に見ると、10代の死亡事故も多いのですが、85歳以上の死亡事故率が突出して増加傾向にあります。

高齢者が免許返納するという事は、外出する機会が減り、社会との接触も減り、生活の質を落とすことになりかねず、家に閉じ籠もりがちになることは、身体的機能の低下により健康長寿が損なわれるおそれもあるであります。それでも、家族の勧めもあり、苦渋の決断で免許証を自主返納する方も増加しております。

まず、本市の免許所持者の65歳以上の高齢者率と、65歳以上の高齢者免許自主返納の実績を伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 お答えいたします。

令和4年12月末現在で、市内の運転免許保有者総数が5万8,719人、そのうち65歳以上の運転免許保有者は1万6,284人で、市内の免許保有者の27.7%となっております。

市内の運転免許自主返納者の推移は、平成30年が271人、令和元年が391人、令和2年409人、令和3年が342人、令和4年が300人となっております。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 それでは、免許自主返納者が増えていく中で、生活にどのような支障が考えられますでしょうか、伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 自動車を利用していた方が運転免許を返納したことにより、外出する機会が減ることが考えられます。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 そのとおりでございます。免許返納後の代替りの生活の移動手段としては、公共交通が一番頼りになるということは言うまでもありません。

そこで、公共交通、買物、病院等の送迎の充実について伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 市では、免許返納者も含めた全ての市民の生活の移動手段として、かっぱ号やうしタクを運行しております。

かっぱ号は、民間路線バスとともに市街化区域及び郊外団地をカバーしています。

うしタクは、これらのバス路線でカバーできない地域や停留所まで歩くことのできない方のためのドア・ツー・ドア型のサービスで、市内であれば利用目的の制限なく、全市民が利用することができます。

これらに加えて、3つの地区社会福祉協議会でボランティアにより実施されている移動サポートであるボランティア移送サービスも支援しております。

ほかにも、いばらきコープ生活協同組合が移動店舗により市内各所において、買物に不自由している方々を対象に行っている買物支援や、コロナ禍によりオンライン診療などの普及拡大など

も、免許返納者の買物や通院の負担軽減に寄与しているものと考えられます。

利用者の立場からは利便性が非常に重要となりますが、持続可能な公共交通の観点からは、交通事業者への配慮や利用者への適正な負担も重要となります。

これらを踏まえ、利用状況や利用者の声を聞き取りながら、関係者と十分協議の上、今後も継続的にかっぱ号やうしタクの見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 しっかり見直しをしていただきながら、空白地域への支援も重視していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、運転免許証返納後のことではありますが、ひきこもり防止として、市として考えていることがあるのか伺います。例えば、積極的にボランティアに参加していただき、ポイント制度による活性化はいかがと思っておりますが、伺います。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 運転免許証自主返納後の高齢者に対する外出の動機づけとして、ポイント付与は一定の効果があるものと思われま。

ポイント制度の導入については、これまでも議会において度々、御質問をいただいております。市内経済の活性化、介護予防、健康維持など、様々な視点からの御提案がございましたが、どうやって制度を維持するか、たまったポイントをどのように保障するかという課題と、ポイントを獲得したくてもできない人との公平性をどう考えるのかという課題において、万全の解決策がなく、現在に至っていると認識しております。

そのような中で、とりわけ高齢者の外出にのみ特化したポイント付与となりますと、その実現は極めて困難であると考えられますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 次に、返納した申請者に対して優遇な取組が以前はありましたが、なくなった経緯を伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 市では、高齢運転者による交通事故抑止と自主返納の周知を目的に、平成27年8月から令和3年3月まで、牛久市高齢者運転免許自主返納支援制度を実施いたしました。

自主返納を周知、促進するという当初の目的がほぼ達成されたことに加え、かっぱ号の回数券を支給するという事で、居住する地域により不公平感があることなどから、支援制度は終了しております。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 それでは、今後は、ほかにかっぱ号以外のことでも考えていくお考えはありますか、伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 以前に一般質問でもお答えいたしましたとおり、運転免許自主返納者に対する支援事業は、当初の目的を達成したと考えております。

支援制度実施中に制度利用者にアンケート調査を実施したところ、半数以上の方から「運転に自信がなくなったから」との回答を得ており、かつば号回数券などの特典を返納理由に挙げた方は1割以下でございました。

なお、運転免許の自主返納には年齢制限はなく、40歳代、50歳代の方も返納できます。あくまでも本人の意思による返納となりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 特に復活はないということの答弁でしたが、免許返納された方から、車生活ということですとずっとしていたため、返納した後、足の確保の情報が全くなく不便だというお声がありました。牛久市の公共交通の時刻表や、また、今まで車での生活だったので、地域のサービス情報とか、そのようなサービス案内をセットにしていただけると助かるというお声がありました。御見解を伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 特に車生活をしていた方については、なかなか公共交通だとなじみが薄い、利用したことがないという方もいらっしゃるかと思います。確かにそうですね。そういった方にどのような形で案内できるかということは、庁内で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 ぜひ庁内で検討していただき、やはり次の自分たちが生活する、身体機能の低下というおそれもありますが、外に出ていくということが非常に今後の課題となりますので、そういう情報というのは、免許返納された方が一番今、いろいろな形でお声をいただくのが、求められている点でもありましたので、ぜひ御検討のほどをよろしく願いいたします。

次に、独り暮らし高齢者への支援についてであります。

少子高齢化が進む中で、独りで暮らす高齢者世帯も増加の一途をたどっております。独り暮らし高齢者は、65歳以上の方を指すのが一般的であります。高齢化が進む中、65歳以上の数も、60歳以上の独り暮らしの数も年々増加しております。

独り暮らしで、健康なうちはデメリットばかりではありませんが、介護が必要になったり、人の手がないとスムーズに生活を送れなくなったり、独り暮らしの継続が困難になる可能性など、不安材料も出てきます。同じ独り暮らしの高齢者でも、日々を謳歌している人もいれば、問題を抱えている人もいます。

牛久市において、65歳以上の男性は1万1,528人、女性は1万3,729人、合計2万5,257人、8万4,293人総人口の29.96%であります。まず、この65歳以上の独り暮らしの世帯数を伺います。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 65歳以上の独り暮らしの世帯数ですが、令和4年第3回定例会でもお答えいたしました。65歳以上の世帯の内訳は統計がなく、住民基本台帳上の世帯では、同居であっても世帯分離をしているなど、実態にそぐわないことも多くあることから、国勢調査の結果でお答えいたします。

直近ですと、令和2年10月1日を基準日として実施された国勢調査に基づきまして、65歳以上の独り暮らしの世帯数は3,274世帯です。全世帯数3万5,195世帯のうち、9.3%を占めています。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 次に、独り暮らしの高齢者世帯を取り巻く現状と課題を伺います。

また、市内における孤独死や孤立死について、どのように認識されているのか、伺います。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 まず、独り暮らしの高齢者世帯を取り巻く現状ですが、内閣府が公表した令和4年度高齢社会白書によりますと、全国の65歳以上の独り暮らしは男女ともに増加傾向にあり、65歳以上の男女それぞれの人口に占める割合は、令和2年度で男性15.0%、女性22.1%であります。令和22年度には、男性20.8%、女性24.5%になると推計されており、牛久市においても同様の傾向にあるものと考えております。

次に、課題につきましても、個別のケースで見ると本当にまちまちではありますが、高齢者の特性に鑑みますと、身体機能の低下により日常生活での買物や調理、掃除等が不自由となること、判断力の低下や自覚症状が感じにくくなることにより病気の発見や治療が遅れることのほか、災害や事故、急病時の対処、孤独死への不安等が考えられます。

地域のつながりが希薄化している現状では、独り暮らしの方は他人の目が届きにくく、どうしても孤立しがちになり、例えば認知機能に衰えが生じて、何か困り事があったとしても、気づいてもらえる機会が乏しく、本人も困っていることを訴える機会も乏しくなっており、地域の方々や行政等が、本人との関係性をどのように構築するかが課題と考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 地域のつながりが希薄化している現状では、独り暮らしの方はなお他人の目が届きにくいという答弁であります。

高齢者が家庭や地域で孤立しないように、地域の見守りや支え合い、地域とのつながりの場づくり、集いの場の状況を伺います。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 高齢者が地域で孤立しないための取組につきましては、令和4年第3回定例会の答弁と重複いたしますが、各行政区の集会所などにおいて、「ふれあいサロン」や「おしゃべり会」などが実施されているところがあるほか、行政区におけ

る自主的な活動として、囲碁などの同好会活動が行われているところがあり、そのような集会所等を地域の人々のたまり場として広く開放している場合には、一定の条件の下で補助金を交付して活動を後押ししております。

また、行政区によっては、自主的な見守り活動として、定期的に高齢者のお住まいを訪問していただいているところもあるとお聞きしております。

市におきましても、生活支援体制整備事業として、地区社協のほか、区長や民生委員などの方々によって、小学校区ごとに協議体を組織しております。その会議ではコーディネーターも加わり、高齢者が生活を送っていく上での課題に対して、地域ではどのような支え合いができるのかという視点から、様々な情報交換が行われております。

また、地域支援事業の介護予防対策として、かっぱつ体操やシルバーリハビリ体操を実施するとともに、フレイル予防教室を開催し、市といたしましても、地域の方々が交流する機会を増やせるよう支援をしています。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 次に、独り暮らしの高齢者でも、安心安全な生活に必要なことは何でしょうか、伺います。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 まず、一言でお答えしますと、「本人との関わり」と考えられます。

「安心安全な生活」のためには、介護保険制度や成年後見制度などの公的制度であったり、医療機関や認知症対応型施設などの機関や施設であったり、そのような制度や機関につなげていくことが肝要であり、そのことによって本人の「安心安全な生活」を構築することができると思われれます。

そのためには、様々な形で本人と関わりを持つことが必要であり、関わることで本人の「安心安全な生活」に向けた個別に必要な支援が見えてまいります。

独り暮らしであることで、例えば、緊急の際に救急車を呼べないおそれがある、日々の食事の用意が難しい、時々孤独を感じずに安心して眠りたいなど、不安に感じていることや困っていることについては、本人との関係性の中で聞き取りや相談をしながら、状況に応じた解決策を御案内できる場合が多いと思われれます。

高齢福祉課や地域包括支援センターでは、本人や親族、地域の方々や関係機関からの相談に応じ、様々なアプローチをして関係性の構築に努めております。中には不可能な依頼や関わりそのものを拒否される場合もあり、時間がかかる場合も多くありますが、関係機関や地域と協力し、継続しながら、機会を捉えた対応をしてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 本人との関わりがとても大切であるということで、やはり関係性を築

くということは、継続的な支援というのが大変重要なことだと思いますので、今後とも何とぞよろしく願いいたします。

次に、生命の安全教育について伺います。

性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において、性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であり、決して許されないこととして、性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく方針、性犯罪・性暴力対策の強化の方針が決定されました。

この方針を受け、子供が性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう、生命の安全教育を全国の園や学校にて、子供たちに伝えるための教材及び指導の手引が作成されました。

性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、命を大切にすの考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身につけることを目指しています。

生命の安全教育は、諸外国では積極的に義務教育として扱われております。これは、2009年にユネスコが科学的根拠に基づいて開発した国際セクシュアリティ教育ガイダンスによって、支配のない関係性や同意、加害者とならないための関係性の築き方を学ぶための到達目標が掲げられたことが契機となりました。

生命の安全教育が実施されますと、子供たちから性被害についてのSOSが出てくるだろうと言われております。そうしたときに、教員や周りの大人がちゃんと子供たちのSOSを受け取れることが重要であります。そのためには、教員など、大人が人権とジェンダー平等をちゃんと認識しておくことが何より求められるのではないかと思います。

そこでまず、学校教育における生命の安全教育の必要性について、御見解を伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 性犯罪・性暴力は、被害者の人としての尊厳を傷つけ、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響が多いと考えられます。また、加害者の七、八割は顔見知りであるという調査結果もあり、子供は親、祖父母や兄弟などの親族や、教師・コーチなど、自分の生活を支える人や友好的だと思っている人からの被害を受けたり、その被害が継続したりすることも多いため、被害を受けていることを他人には言えない状況があります。

数年前の事例ですが、市内の女子中学生が、母親の再婚相手である義理の父親から性的な虐待を受けて、心に深い傷を負いました。しかし、そのことを母親に話すと家族の生活が壊れてしまうと思ってなかなか話せませんでした。この女子生徒は学校生活でも元気をなくし、手や足に数多くのリストカットを重ねるようになりました。幸いにも、学校がその変化に気づき、児童相談所とつなぐことができたので、この女子生徒は義理の父親と離れて生活することとなりました。しかし、その後も度々この出来事がフラッシュバックし、学校も休みがちになってしまいました。今現在は元気に高校に通っているとのことですが、決してこのときに負った心の傷が完全に癒えることはないと考えます。

このように、一度、性被害や性虐待を受けた子供たちは、心理的に大きな傷を負うこととなります。よって、命を大切にし、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にしないための「いのちの安全教育」はとても大切だと考えています。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 それでは、発達段階に応じた性暴力の根絶に資する総合的な教育として、幼児期の子供における取組として、子供の性被害に対する認識を伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 市内の公立幼稚園2園では、現在のところ、子供が性暴力の被害者となる事案は確認されておりません。

幼児期の性被害の特徴としては、性被害に遭っているという自覚を持ちにくいことと、加害者に対して逆らえないことから長期間繰り返されやすいことが挙げられます。また、新聞などで報道されている事件を見ると、家族や親族などの子供にとって身近な存在である大人や、子供をケアする立場のベビーシッターや保育者などが加害者となるケースも見受けられます。仮に幼児期に本人が性被害を認識できなかったとしても、思春期に差しかかる頃に、被害の記憶が子供の心を深く傷つけ、時間が経過してもなお影響が続くケースも見られます。

子供が性被害に遭わないためにも、自分を大切にするための方法を、発達段階に応じて日常的に学ぶ必要があると考えます。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 それでは、幼児期の子供における今後の取組を伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 幼児期の子供に対する取組として、3つのポイントが挙げられます。1つ目は「自分の体も他の幼児の体も大切にしよう」という気持ちを育むこと、2つ目は、水着を着用した際に隠れているところを「プライベートゾーン」として、そこは他人に見せたり触らせたりしてはいけないこと、3つ目は、もし嫌なことをされたときには「嫌だ」と言ってその場から逃げ、安心できる大人に相談することです。

子供は、日常生活の遊びやコミュニケーションの中で、相手の体に触れたり抱きついたりすることがあります。その中で相手が嫌がるような関わり方をしているのを把握した際には、「心の距離」と「体の距離」というものを常に意識できるよう保育者から声をかけ、状況や子供の思いにも配慮しながら、子供自身が適切なコミュニケーションについて考えられるような機会を設けていきます。

もし、子供が性被害に遭っている事案が生じた場合には、子供の心や体に異変がないかを注意深く観察しながら寄り添い、関係機関と連携して適切に対応していきます。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 心の距離と体の距離は、非常に大切であります。性犯罪の被害は低年齢化しておりますので、保育の中で、また、自然の流れで子供たちにしっかりと伝えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、学校教育における、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。



○**染谷郁夫 教育長** 市内の学校では、現在様々な「いのちの安全教育」に取り組んでいます。

例えば、文部科学省が作成した「いのちの安全教育」の動画教材を、子供たちと一緒に視聴している学校があります。この動画は「幼児期向け」「小学校低・中学年向け」「小学校高学年向け」「中学校向け」「高校向け」のように、子供たちの発達段階に応じて分かりやすく作成されています。

また、保健体育の「性に関する単元」と関連させて「月経と思春期や命の大切さ」について学んだり、「性教育や男女の付き合い方」について学んだりしています。中には、大学の教授や助産師を招いて講演会を行うなどしている学校もあります。

また、議員のおっしゃるとおり、子供たちから性被害・性暴力についてのSOSが出されたとき、それを受け止める教職員の認識を高めることも必要です。そこで、独立行政法人教職員支援機構が作成した「いのちの安全教育について」という動画を教職員で視聴し、研修を行っている学校もあります。

一方で、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にしないためには、命を大切にする心や、自分や相手など一人一人を尊重する態度を身につけることも大切です。そういう中で、牛久三中が今年度、性的マイノリティーの方を講師として招いて行った「性的マイノリティー理解促進講演会」の取組もあります。

今後はこのような市内各校のすばらしい取組を紹介することで、「いのちの安全教育」の充実に努めてまいりたいと思います。

○**杉森弘之 議長** 藤田尚美議員。

○**2番 藤田尚美 議員** 私も、文科省が作成いたしました「いのちの安全教育」の動画教材を視聴いたしました。このような動画を一緒に授業で視聴するということは、とてもよい授業内容だと思います。性の問題は、子供の頃からしっかりと正しく理解することは大切なことだと考えますので、今後ともよろしく願いいたします。

性暴力・性犯罪は子供だけの問題ではございません。県には、茨城県性暴力の根絶を目指す条例があります。条例の第12条の市町村の役割といたしまして、「性暴力により心身が受けた影響から回復の支援等に関する取組を推進するよう努めるとともに、性暴力の根絶、性暴力による心身に受けた影響からの回復の支援等に関して、住民の理解を促進するよう努めるものとする」とございます。今後、市として、性暴力の根絶に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○**杉森弘之 議長** 栗山裕一市民部次長。

○**栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長** 性暴力根絶に向けての市の取組についてですが、現在、市民活動課では「フェミニスト相談」の中でDV等の相談を受けております。

DV関連の相談実績を見ますと、令和元年度が4件、令和2年度が4件、令和3年度が1件、令和4年度については2月末現在で4件となっております。

また、令和3年度に実施した牛久市男女共同参画に関する市民意識調査の中で、「過去5年間の間に、配偶者・パートナー・恋人から身体的または性的暴力を受けたことがあるか」との設問

に対し、「何度もあった」あるいは「一、二度あった」と答えた人は938人中、男女合わせて70人、7.5%でした。

そうした実態を踏まえつつ、市では、現在策定中の第4次男女共同参画推進基本計画において、3つの基本目標のうちの一つ、「安全・安心な暮らしの実現」の中に「施策の方向性、あらゆる暴力の根絶」としてDV防止対策の推進を位置づけており、具体的な事業として「DV防止に関する啓発活動の充実」「市内・県配偶者暴力相談センター・警察等の関係機関と連携したDV・ストーカー・性犯罪被害者支援」を掲げております。

現状では、DV被害に関する相談があった場合、緊急性がある場合は、市内関係各課に情報を共有し、県配偶者暴力相談支援センター及び警察などの関係機関と連絡を密に取り合い、相談者の安全確保を第一に対応することとしております。

緊急性がなく、共有すべき情報がある場合は、市内関係各課に情報を共有した上で、「フェミニスト相談」、あるいは電話やメールで相談することができる内閣府男女共同参画局の「DV相談ナビ」「茨城県警女性専用相談電話」、NPO法人ウィメンズネット「らいず」等を御案内しております。

今後とも、DV、性暴力を含むあらゆる暴力の根絶に向けた取組として、市が行う「フェミニスト相談」をはじめとする各種相談機関に関する情報、また、性暴力の抑止につながるような情報に関して、庁舎内の男女共同参画コーナーでのパンフレットなどの設置、市公式ホームページやメールマガジン、SNS等での積極的な発信に努めるとともに、関係機関と密に連絡を図ってまいります。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 それでは、積極的な発信ということで、そこが重要な鍵となりますので、安心できる体制をしっかりと構築していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、発達性読み書き障害について伺います。

発達性読み書き障害があるディスレクシアは、学習障害の一つのタイプとされ、全体的な発達には遅れはないのに文字の読み書きに限定した困難があり、そのことによって学業不振が現れたり、二次的な学校不適応などが生じる疾患であります。知能や聞いて理解する力、発話で相手に自分の考えを伝えることには問題がないとしても、読み書きの能力だけに困難を示す障害のことをいいます。主な特性として、通常の読み書きの練習をしても音読や書字の習得が困難や、音読ができたとしても読むスピードが遅かったり、また、漢字や仮名の形を思い出すことが難しいため、文字が書けない、よく間違える、文字を書くことはできるが、その文字の形を思い出すまでに時間がかかるため、文章を書くのに非常に時間がかかります。

ディスレクシアは、日本の小学生の約7%から8%に存在すると言われております。したがって、読み書きを苦手とする児童は、クラスに平均二、三人いると見られます。

ディスレクシアは、周りの人が理解し適切なサポートをすることで、困難さを軽減することもできるとされております。そこで、ディスレクシアへの適切なサポート体制について伺ってまい

ります。

まず、小中学校において、ディスレクシアの疑いがある児童生徒をどの程度把握されていますでしょうか。

また、ディスレクシアの疑いのある児童生徒を早期に発見できるよう取り組むことも必要と考えます。現在、学校現場ではどのような検査が行われているのか、伺います。

**○杉森弘之 議長** 染谷郁夫教育長。

**○染谷郁夫 教育長** 牛久市において、令和5年2月現在、この発達性読み書き障害、ディスレクシアと診断されている児童生徒は、小学校で19名、中学校で3名おります。また、その疑いがあると学校が考えている児童生徒は、小学校で41名、中学校で10名おり、これは、小学校で全体の約1.3%、中学校で約0.5%に当たります。

保護者が病院での検査結果を踏まえ学校に申し出たケースや、保護者の相談からきぼうの広場につながって検査をしたケース、日常の学習の様子からチェックリストを用いて状況を把握したケースなど、ディスレクシアの診断やその疑いがあると把握した状況は様々です。一般の様々な調査では、約8%、クラスに平均二、三人いると言われておりますので、学校で十分に実態把握ができていない可能性もあり得ると考えられます。

検査には、病院ではSTRAW-R、きぼうの広場ではLD-SKAI Pと言われる読み書きスクリーニング検査を実施しています。学校では、明確な診断を下すことはできませんが、チェックリストを用いたり、保護者からの聞き取りを行ったりして、子供たちの学習での困難さを把握しています。

ほかにも、4年生で教室を離脱するなど学級に不応を起こしている児童が、きぼうの広場とつながり読み書き検査を行ったところ、読み書きに困難を抱えていたことが分かった事例があります。その後、学校ときぼうの広場で連携しながらこの子に合った学習方法に取り組んだ結果、改善が見られつつあります。この子の困難にもっと早く気づいてあげることができたら、現在の状況ももっと変わっていたかもしれないと考えています。

このように、ディスレクシアの疑いのある児童生徒を早期に発見し、早期に支援していくことが困難さの軽減につながります。早期に発見できるよう、ディスレクシアに対する教員の理解を深め、きぼうの広場等ともより一層連携してまいりたいと思っています。

**○杉森弘之 議長** 藤田尚美議員。

**○2番 藤田尚美 議員** 小学校で19名、中学校で3名いらっしゃるということで、牛久市の中でも検査についても実施されているということで、早期発見が重要であります。

次のところのデジタル教科書なんですけれども、今回はデジタル教科書ではなく、デージー教科書について伺っていきたいと思います。

ディスレクシアは、家庭や地域、学校、それぞれでできるサポートとして、例えば黒板をノートに書き写す代わりにタブレットで写真を撮ります。あるいは、タブレット端末に文章を入力するというのも、障害の軽減になります。また、教科書についても、デージー教科書のルビ振り機能や音声読み上げの機能を活用することも効果的と考えます。

障害の困難さを軽減するため、タブレット端末を活用してデジ教科書を効果的に活用したらどうかと考えますが、御見解を伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 牛久市において、ディスレクシアの疑いのあるなしにかかわらず支援の必要な児童生徒には、できる限りこの特性に応じた支援を行うようにしています。

「読み」に困難を抱えている児童生徒にとっては、音声での読み上げが困難の軽減につながります。そこで、学習障害など発達障害の児童生徒に提供されている「デジ教科書」を全校で活用できる状況にしています。音声読み上げ機能やルビ振り機能があるので、特別支援学級などでは「読み上げ」のスピードを変えたり、ルビの量を変えたりしながら、児童生徒の実態に合わせて活用しています。また、茨城大学が作成した音声教科書を使用している学校もあります。これは、音声ペンをタッチすることでその部分を読み上げることができるものです。

「書く」ことに困難を抱えている児童生徒については、1人1台端末であるタブレットの導入に伴い、板書の写真撮影に活用したり、ワードやパワーポイントを用いて作文や学習のまとめを行ったり、音声入力を用いたりして、書くことを軽減している学校もあります。

令和5年度からは、「多層指導モデルMIM」を全校で導入することとなっています。このソフトは、初期の「読み」の指導における最大の難関である「特殊音節」に焦点を当て、文字や語句を正しく読んだり、書いたりすることを支援するものです。

このような支援を通して、一人一人が安心して、夢中になって学べる環境づくりに努めてまいります。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 次に、学校現場でディスレクシアが発見された際、保護者との連携を十分に取ることが重要であります。教育現場のみならず、専門医の診断を必要とする場合もあり、医療機関への接続をスムーズに行うことや、早期療育につなげる必要もあると考えますが、市としての対応を伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 学校では、日々の授業の中で、「学んでいるか」「学べていない理由は何か」など子供たちの学びの様子を見取り、一人一人の学びを保障できるよう努めています。

その中で、読み書きに困難を抱えている様子が見られ、より適切な支援・指導の工夫が必要であると考えられる場合は、保護者との面談を行っています。

ディスレクシアは、早期に専門医の診断や専門的な指導を受けることによって、文字の習得度が追いついてくる事例もあります。そこで、各児童生徒の状況を踏まえ、きぼうの広場の職員による行動観察や検査、医療機関への受診等も勧めています。

また、幼児期には、幼児教育センター事業で行っている特別支援教育の専門家による巡回相談も、早期に発見する機会となっています。こども発達支援センターのぞみ園の職員も相談員となっていますので、早期療育につながっている例もあります。

さらに、令和5年度からは、幼児教育アドバイザーが設置され、幼児教育施設と小学校との連

携をより密にする体制が充実し、早期からの支援・指導の継続が期待されます。

教職員のディスレクシアに対する認知度を高めるとともに、保護者との連携を大切にして、一人一人の力を伸ばすことができる体制づくりにこれからも努めてまいりたいと思います。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 幼児教育センター事業として、やはり、幼稚園・保育園ではこのようなディスレクシアのようなことは見受けられなかった、しかし、小学校に上がって小1になった途端にこのような症状を発見されたという、保護者自身も困難、困惑しているというお声もいただいておりますので、ぜひ、また、幼保小の連携強化、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、こうした点からも、保護者の理解は欠かせません。また、合理的配慮への理解を他の児童生徒や保護者に周知することも必要であります。特別扱いしている誤解からいじめなどにつながることを恐れ、合理的配慮を受け入れられないことを防ぐ必要があります。

まずは保護者等を対象に、発達性ディスレクシアに関する分かりやすいリーフレットを作成し、学習会や講演会を実施し、発達性ディスレクシアの理解を促す必要があると考えますが、御見解を伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 ディスレクシアに対する認知は現在のところ、あまり高い状況にはありません。

先日、県教育委員会が主催した研修会で、ディスレクシアの専門家である元筑波大学教授、NPO法人LD・Dyslexiaセンター理事長の宇野 彰先生の講演を聞きました。私も大変勉強になりました。「羊」という字の横棒が、3つが2つになっちゃうとか、「わ、た、し、は」みたいにたどたどしく読む実態が見えて、「あ、こういうのがディスレクシアと言うんだな」というのを改めて感じました。

その中で、ディスレクシアの定義や発見の方法、通常の学級においての具体的な支援の方法を学ぶことができました。特に、早期発見、早期対応により、合理的配慮が必要な児童数が減ることでした。就学時健診等に平仮名10文字程度の読み書き検査でも発見できるとのことでしたので、早期発見の方法を検討していきたいと思います。

また、このようなディスレクシアに関するホームページ等を知ることができましたので、教職員や保護者にも周知し、ディスレクシアについての理解を深めていけるように努めてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 発達性読み書き障害があると、学びそのものが困難になってしまいます。専門機関が少なく、周りが発見しても検査も簡単にはできず、なかなか支援に結びつかない現状でもあります。もしかしら、不登校になっている子供たちの中にも、この発達性読み書き障害のある子供たちがいるかもしれませんので、啓発・周知によって助かる親子が出てくると思いますので、ぜひ実施していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、LGBTについてであります。

LGBTとは、性的マイノリティーの中で代表的なレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字を取った言葉であります。そのほかの性的マイノリティーに、身体的に性別がどちらかであると言えないインターセックス、どの性別にも引かれない無性愛者アセクシャル、男性と女性、トランスジェンダーを含む全ての性別に引かれる全性愛者バイセクシャルなど、LGBTには含まれない方も存在いたします。

そもそもLGBが性的指向に関する言葉で、Tは性自認の言葉であります。そこで、最近では、SOGIで「ソギ」や「ソジ」と呼ばれ、性的マイノリティーだけではなく、法律上の性や性的指向と性自認という、全ての人に関係する属性や特徴の意味の言葉に変わりつつあります。

SDGsのうち、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」「ジェンダー平等を実現しよう」「人や国の不平等をなくそう」「住み続けられるまちづくりを」「平和と公正をすべての人に」が、LGBT当事者を置き去りにしない目標として重要であると示されております。

そこで、まず、市役所についてですが、厚生労働省は、2018年1月、モデル就業規則内で、性的指向、性自認に関する言動をハラスメントの例に含めました。牛久市には反映されておりますでしょうか、伺います。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 性の多様性を尊重する国際社会の動向がある中で、国会におけるLGBT関連法案の議論が活発化しており、また、茨城県をはじめとする国内の自治体においてパートナーシップ制度の導入が図られるなど、性的マイノリティーの種類を示すLGBTやそれら性的マイノリティー当事者だけでなく、あらゆる人を含んだ包括的概念であるSOGIに対する社会的な関心が高まっております。

当市職員の就業における配慮としては、パワハラやセクハラなどと同様、SOGIハラへの対応について、ハラスメント防止の観点からの想定はしておりますが、現在のところ、就業上のルールにおける具体的な対応等は定めておりません。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 次に、文京区をはじめとする幾つかの自治体で、自治体職員に向けた対応指針を作成、検討し、発表するようになりました。

差別禁止の規定やガイドラインの存在を周知し、どのような行動や考え方が求めているかを正しく理解するためには、研修が必要であります。職員のための研修はどのようになっているのか伺います。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 LGBTやSOGIに対する理解を深め、性的指向や性自認の違いにより社会的な生きづらさを抱えた方々に寄り添うことは、当然、市職員に求められる資質の一つであると考えております。

しかしながら、LGBTやSOGIとは何なのか、どのような言動がLGBT当事者を傷つけるのか、行政としてどのような支援が必要なのかなどは、職員個人はもとより、組織としての理

解は十分でないと思われます。

今後、職員のLGBT、SOGIに対する理解を深め、性的マイノリティー当事者に寄り添った対応ができるよう、職員研修や周知等を検討してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 次に、市民の相談窓口はどのようになっていますでしょうか、伺います。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 市では、LGBT・SOGI当事者に特化した相談窓口は設置しておりませんが、LGBT等に対する差別などについては、人権課題の一つとして人権擁護委員が相談窓口となっております。市では現在7名の人権擁護委員が法務大臣より委嘱されており、竜ヶ崎法務局にて常設人権相談、市役所において年2回の特設人権相談のほか、人権啓発活動を実施しております。

また、市では、フェミニスト相談や心配事相談等を通じて当事者から相談があった際は、その内容により県の専門窓口につなぐなどの支援を行っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 次に、LGBT施策を進める上で、ALLYの存在も一つ、必要であります。ALLYの語源は、英語で仲間や味方、支援者などを意味する言葉です。LGBT-ALLYは、性的マイノリティーを理解し、支援する仲間のことを示します。

伊賀市はALLYの取組を進めております。例えば、啓発リーフレットを作成し、その中に「性の在り方は多様で、人それぞれであることを知っている」「思い込みや決めつけで差別や恋愛について話さない」「偏見を持っている人、差別のことを言う人がいたら、『それはおかしいよ』と伝えることができたならALLYです」と、多様性を尊重するまちづくりを進めております。

また、周知の仕方として、虹色のステッカーやストラップなど可視化することで、当事者への安心感や性的マイノリティーへの差別の是正につながります。可視化したALLYについてのお考えを伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 性的マイノリティーを理解し、支援する考え方や考えを持つ人というALLYは、LGBTなど性的マイノリティー当事者に安心感を持って接していただくための取組として、先進的な施策と思われます。

当市といたしましても、今後、性的マイノリティーの理解増進に係る法整備や他自治体の動向を見極めながら、市としてどのような施策を推進していくのか、その方向性について研究してまいります。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 ぜひ検討をしていただきたいと思います。

このALLY、虹色のステッカー・シールということで、例えば職員の皆様方の……、名札、失礼いたしました。名札のよく端のほうにも児童虐待防止のオレンジリボンとか様々つけていらっしゃると思いますが、そこに虹色のシールを、小さくてもいいんですが貼っていただくと、牛久市の職員の皆さんは本当にLGBTのことを理解して支援していただけるんだなという、当事者がそのように気持ちが悪くなる。また、当事者もそのように受け入れていただいているという安心感が芽生えてくると思いますので、そのような検討もお願いしたいと思います。

それでは、次に、牛久市パートナーシップ宣誓制度の導入について伺います。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 パートナーシップ制度につきましては、現在、県において「いばらきパートナーシップ宣誓制度」を実施しております。この制度は婚姻制度とは異なり、一方または双方が性的マイノリティーである2人の者が、互いの人生において協力して継続的に生活を共にすることを約束した宣誓を行い、県が受領証を交付する制度です。

受領証の利用先は、公営住宅の申込みや公立病院での手術同意の際に利用できます。また、民間の一部では、携帯電話の家族割や生命保険の受取人などといった利用可能なサービスがあり、今後、事業者に理解が広がり、様々なサービスに波及することが期待されております。

現在策定中の第4次男女共同参画推進基本計画の中で、ダイバーシティ社会の実現に向けての新たな取組として、「いばらきパートナーシップ宣誓制度の周知」を掲げております。

今後は、広報紙、SNS等を通じて、県の制度について周知してまいります。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 今後は、広報紙、SNS等、県の制度を周知していくということなのですが、市として、牛久市パートナーシップ宣誓制度は導入しないということでしょうか。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 現在、県内の市町村においてはいずれも独自のパートナーシップ制度は導入されておりませんが、いばらきパートナーシップ宣誓制度が県全体で導入されております。

牛久市独自のパートナーシップ制度導入についてですが、今後、県内市町村の動向を注視してまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 県内の動向も必要だと思いますが、牛久市との考えも必要だと思います。

そこで、茨城県のパートナーシップ宣誓制度の県で受領証の利用先として、公営住宅の申込みができるということですが、牛久市の市営住宅も利用できるということでしょうか、伺います。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 公営住宅法、牛久市の住宅条例などで、同居できる者は親族というふ



うに規定されております。しかしながら、今お話がありますいばらきパートナーシップ宣誓に基づきましてその宣誓をされている方につきましては、婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係にあるということで、入居を認めている方向でおります。これにつきましては、茨城県の公営住宅にのっとり入居を認めておりますので、もしもそういう方がいらっしゃれば、建築住宅課のほうに御相談していただきたいと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 再度、確認させていただきます。以前、私、同様の質問をした際の答弁におきまして、市営住宅申込みの資格は、公営住宅及び市営住宅条例の規定に定めており、現在、同性パートナーは親族と認定されておりませんので、その入居申込みをすることはできませんでしたが、認識が変わったということによろしいでしょうか。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 その答弁につきましては、令和元年の第1回の本議会だったかというふうに思いますけれども、そのときはそういう答弁をさせていただいたということです。

茨城県のパートナーシップ宣言につきましては、私の資料ですと令和元年の7月に宣誓制度が活用されておりますので、それで牛久市のほうで検討したり、県の住宅課のほうと協議をしたりして、その後で令和元年の、手元の資料ですと、令和元年の9月、10月に、うちのほうで認める方向でいこうよというふうになってございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 大きく前進した答弁に感謝いたします。

多様性を受け入れ、誰一人取り残さないまちを目指してほしいと期待して、一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で、2番藤田尚美議員の一般質問は終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。再開は13時ちょうどといたします。

午前11時40分休憩

---

午後 1時04分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

石原議員から、早退の申出がありました。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、13番北島 登議員。

〔13番北島 登議員登壇〕

○13番 北島 登 議員 日本共産党の北島 登です。

通告に従って、一問一答方式で質問します。

まず、ごみ処理についてです。

ごみ処理は、市民の日常生活と深く結びついています。そして、環境問題の解決にも大きな影響を与えます。

牛久市では、学校を除く市のエネルギー使用量の約半分をクリーンセンターが占めています。2050年までにCO<sub>2</sub>排出ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明している市としても、クリーンセンターのCO<sub>2</sub>排出を減らすことは、大きな課題です。地球温暖化防止の観点から、市のごみ処理施設クリーンセンターについて質問をします。

まず、クリーンセンターの現状についてです。

クリーンセンターでのごみ処理量はどの程度か、資源ごみ、可燃ごみ、その他、種別ごとに最近の傾向、状況を教えてください。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 クリーンセンターでは、ごみを焼却する焼却施設と、資源物をそれぞれ分類ごとに資源化处理する資源化施設に分かれております。

焼却処分した処理量は、令和元年度2万4,796トン、令和2年度2万4,377トン、令和3年度2万4,133トンとなっております。また、資源化处理量は、令和元年度4,755トン、令和2年度5,187トン、令和3年度4,858トンとなっており、3か年の平均では、焼却量が2万4,435トン、資源化处理量が4,933トンとなっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 ごみはちょっとずつ減る傾向にありますけれども、エネルギーの使用量の傾向はどうでしょうか。ごみ焼却には大量のガスと電力が必要とされています。近年のエネルギー使用量はどうなっていますか。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 クリーンセンターでごみを処理する際に使用しているエネルギーは、焼却施設で電気及び都市ガスを使用しており、また、資源化施設においては電気のみ使用しております。

過去3年間のクリーンセンターで使用した電気料は、令和元年度831万800キロワットアワー、令和2年度834万778キロワットアワー、令和3年度830万9,013キロワットアワーとなり、都市ガスについては、令和元年度10万7,406立方メートル、令和2年度10万4,268立方メートル、令和3年度10万8,869立方メートルとなっております。

CO<sub>2</sub>排出量としましては、令和元年度4,852トンCO<sub>2</sub>、令和2年度4,861トンCO<sub>2</sub>、令和3年度4,854トンCO<sub>2</sub>となっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 このCO<sub>2</sub>の排出量についてですけれども、正確には出しにくいんですが、ごみそのものを焼却することによって出る排出量は含まれているのでしょうか。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 すみません。含まれております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 ただいま教えていただいた数字をずっと見比べていくと、凸凹はありますが、CO<sub>2</sub>排出量はほとんど減っていない状況がこの3年、これはこの3年にとどまらず、この間の傾向だというふうに思います。

実際聞いたこの質問の中で、課題が浮かんできていると思います。それは、いかにごみを減らすかということ、これが最大の課題で、現在、金属、プラスチックの一部は資源として再利用されていますけれども、焼却炉に大きな負担をかけるその要因となる生ごみ、この資源化は進んでいません。そこで、生ごみの堆肥化を大きく進めることが必要だというふうに思います。

以前、刈谷町では生ごみ堆肥化の実証実験行われていましたが、その効果をどのように評価していたのか、また、なぜやめてしまったのか、伺います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 生ごみの減量化を進めるべく、平成20年3月に牛久市が掲げたバイオスタウン構想の施策の一つとして、刈谷行政区の協力の下、生ごみ堆肥化モデル事業を平成23年1月末からスタートし、平成31年3月末まで、1,000世帯以上の方に賛同をいただき、トータル665トンの生ごみを堆肥に還元しており、1人1日当たり93.3グラム生ごみを削減したことになり、ごみの減量化に有効な手段であることを実証することができたと考えております。

その後、市民代表5名を含む14名で構成された「ごみ減量等推進審議会」において計7回にわたり、生ごみ堆肥化事業の今後の方向性について審議し答申をいただいております。

審議会からの答申では、モデル事業で資源化された生ごみ堆肥は品質が安定せず、農業での利用は難しいこと、堆肥化製造組合の運営母体が発足されず、受入先の確保に課題が残ること、近隣市への受入れでは運搬距離が長くなり経費負担が大幅に増大すること、堆肥化施設建設では20億もの費用が見込まれることから実現性が低く、本件については方向転換すべきとの結論に至りました。

生ごみ堆肥化の代替案としまして、コンポスト容器等購入補助、PR活動の強化を行い、生ごみの減量を推進しているところでございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 その生ごみを堆肥化する母体ははっきりしなかったというような説明ありましたけれども、市が直接運営するということは考えなかったのでしょうか。そうする場合、施設に20億かかるという、そういうことなのでしょうか。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 今、議員がおっしゃられたように、市でというお話も上がったところですが、先ほど今お話があったように、施設として約20億、そういった試算がされたことか

ら、この生ごみ堆肥化の方向性はちょっと見直すという結論に至ったと確認しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 確かに安定的に品質の安定というのは、一定量同じような生ごみが集まらないと難しいとは思いますが、当時と比べてこういう面でも技術が今後進歩していきますし、大量に集めることで農業用に販売できるような品質確保できるようになるのではないかとこのように思いますが、私は、自宅でコンポスト使って生ごみ堆肥化しています。ですから、市の燃えるごみの中に生ごみはほとんど出しません。燃えるごみで中身はほとんどが食品等などの包装用のプラスチック、これがほとんどですね。

市は生ごみの処理容器機器の購入と修繕の補助制度、これありますけれども、まだまだ広がっているとは言えない状況です。広く普及し、生ごみを減らすためにどのような施策を考えているか、お教えてください。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 先ほどの答弁にもありましたけれども、生ごみ削減につきましては、家庭における生ごみ、可燃ごみの約40%と言われておりますけれども、の減量を促進させるため、生ごみ処理機器の購入や修繕に対して補助をしております。徐々に利用者も増えてきており、毎月のように申請が上がってきている状況となっております。今後もさらに周知を図り、生ごみの減量に取り組んでいきたいと思っております。

また、ホームページや広報紙において、ごみ削減や分別による資源化に関する情報を定期的に行っております。生ごみ、ごみ関係ですね、「生ごみリサイクルコーナー」と広報紙にそういったコーナーも設けて、生ごみ減量テクニックとして、食べるだけ購入とか、水切り、生ごみ処理容器機器、そういったものを購入、そういったものを周知して現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 私の経験でコンポスト、若干、あれなんですよね。邪魔くさいところがあるんです。捨てる生ごみはなるべく小さく刻まないといけない。料理に使えない部分でも、キャベツの芯なんかそのままじゃなくて、なるべく細かく切るというふうな手間をかけていますけれども。

やはり市民にどれだけ周知するかということと、もう一つは市民がそのことによって得をするという、そういうことも併せて出す必要があるんじゃないかと。ごみ処理に、ちょっと正確な数字は覚えていませんが、年間約10億ぐらいかかっていると。これがもっと節約できれば、市民のためになる施策に回せるということになりますけれども。

そしてもう一つの問題は、プラスチックの減量です。近年、マイクロプラスチックが世界的に大きな問題になっていますけれども、プラごみを大きく減らすこと、このことが求められています。牛久市ではプラスチックは、ペットボトル、白色スチロール、白色トレイ、これを資源ごみ

として回収していますが、色つきのものは燃えるごみというふうになっています。しかし、市内の食品スーパーなどでは、色つきトレイ、それから透明容器、段ボール、紙パック、新聞紙、雑誌、雑紙などの回収ボックスを設置しているところが増えていきます。

市のごみ回収でも、スーパーに倣ってプラスチックの回収を広げ、可燃ごみを減らすことはできないでしょうか。また、市内の業者、スーパーなどに、包装材料をプラスチックではなく、リサイクルできる材料に変えてもらうよう働きかける、そういう要請をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 プラスチックごみは近年、先ほど御質問にもありましたが、海洋におけるマイクロプラスチック問題がクローズアップされ、プラスチックを取り巻く環境は大きく変わってきております。

当市においては、これまで小売店舗において、環境問題に積極的に取り組んでいる店舗をエコショップとして認定し、プラスチックの容器包装などを回収し、ごみの減量化に取り組んでいただいておりますが、引き続き、企業へごみの減量に対する働きかけ、こちらについては実施してまいりたいと思います。

また、市としましても、環境負荷を低減させるために、プラスチックを含め燃やすごみ量を減らしていく努力をしていかなければならないため、現在、プラスチックの資源化処理に向け、民間資源化処理施設を視察したり、民間資源化業者への聞き取り等を行い、調査研究に取り組んでいるところであり、社会情勢や生活スタイルの変化、環境問題、市民の利便性、経済性の費用対効果を勘案しながら、今後の方向性を定めていきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 ごみを減らすには、先ほど言いましたように、いかに資源化するかということと、もう一つは、そのためにもごみの分別を徹底すること。

日本共産党が昨年行いました市民アンケートで、沖縄県的那覇市では、ごみの分別、処分についての手引を作成し市民に配布、その中でアイウエオ順の索引があります。牛久でもやってはどうかという意見が書かれていました。ネットで調べてみると、アイウエオ順に約460品目について、ごみの処分方法が表として掲載されておりました。

牛久市ではどうか。ちょうど牛久市のホームページ、ごみあさりのようにごみ情報をあさっておりましたら、ヒットしました。牛久市でも、五十音の分別一覧表というのをホームページに掲載しています。これ調べるまで、探すまで、私、恥ずかしながら知りませんでした。周りの人に聞いてみても、この存在を知っている人は、僕の周りの人が特別なのかどうか分かりませんが、皆さん知りませんでした。いいものをつくっているのに、それが有効に知られていない。これはもったいないなというふうに思います。

この牛久市の分別一覧表、品目は約280、那覇のものよりも少ないんですけども、書き方が結構分かりやすいんですね。例えば照明器具とあれば、蛍光管、蛍光灯、白熱電球、LEDな

ど、種類ごとに記載があって分かりやすい。そして、照明器具の本体あるいはカバーなんかプラスチック材料、材料ごとに分けて掲載、どうするか記載されている。非常にいいものをつくっているというふうに思いました。こんないいものは、案外、市民にはあまり知られていない。

私の家、ちょうど刈谷中央公園の前で、家の前、公園側の道路がごみの集積の場所になっているので、時々というかよく朝、ごみ捨てに行ったとき見るんですが、やはりあれっと思うような捨て方があちこちよく見受けられます。

この分別の徹底等については、2022年4月の市民からの意見への回答に、紙類、瓶、缶詰の資源物が可燃ごみで約14%、不燃ごみで28%混入していると市からの回答があります。分別を徹底するだけで、これだけのごみの減量になるわけですね、可燃ごみの。これが全部資源ごみになれば、それはもうごみではないですから。

これだけのごみの減量、市民の意識を変えるためにも、この分別表、それに毎年の広報と一緒に配られるごみの処分方法のビラありますが、そういったものを合わせて手引として発行をし、全世帯へ配布してはどうでしょうか。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 今御紹介いただいたように、牛久市のホームページでは分別表、こちらのほうを五十音順で検索できるように作成しているところでございます。また、牛久市専用のごみ袋の外袋にQRコードを掲載して、携帯電話等で読み込むことにより、ごみ資源の出し方を即座に確認することができるようにもしております。

また、お話にありました、毎年度牛久市ごみ資源物の分け方・出し方のリーフレット、こちらのほうの全戸配布をして、ごみのルール分別化の徹底を図っているところでございますが、なかなかその周知が、議員さんの御指摘によりますと、周知のほうが行き渡っていないというようなことですので、さらに市民の皆様にも周知できるような方法、そちらについてもさらに検討していきたいと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 市民への周知、大人とか高齢者はなかなか意識を変えるのは難しいので、本当は小さい子供から子供さんとか、そういったときから、そして若い人ほど環境に対する意識が高いので、そういった層への働きかけも大切かというふうには思います。

次に、環境負荷の低減についてですけれども、ごみを減らすことは、リユース、リサイクルを増やす。その前に、まず不要な物を買わない、作らない、そういったことが大事だと思うんですが、そして焼却ごみを減らすことで、CO<sub>2</sub>排出を減らすことになります。

現状のクリーンセンターでは、施設設備等の制約があり、できることは少なくということ承知してはいますが、これまで述べた生ごみやプラスチックなどの処理施設、そういったものを造る考えはあるかどうか、お伺いします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 生ごみの処理施設については、先ほどの御答弁のように、現在のと

ころ、そういった考えはございません。

また、プラスチックごみに関しましては、令和4年の4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されておりました、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用廃棄物についても再商品化できる仕組みをつくりなさいというような決まりができております。具体的に、市町村はプラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を作成し、その基準に従って適正に分別して排出されるように市民の皆様にも周知するよう努めなければならないこととなっております。

それで、この本制度によって、市町村は2つの方法で再商品化をすることが可能となるとうたわれております。一つが、容器包装リサイクル法に規定する指定法人、こちらに委託し再商品化を行う方法、もう一つが、市町村が単独でまたは共同して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化、実施者と連携して再商品化を行う方法、この2つが挙げられております。

先ほど御答弁しましたように、現在、再資源化の事業者さん、そういったところに視察に行ったり聞き取りを行ったりして、今後の対応については検討を進めているところでございます。

以上です。

**○杉森弘之 議長 北島 登議員。**

**○13番 北島 登 議員** 現在、研究段階という感じですが、ぜひ実現していただけるよう、強くお願いいたします。

それと、次に、県の広域化計画についてです。

茨城県は、茨城県ごみ処理広域化計画、これを2022年3月に策定しました。それによると、県内を8つのブロックに分けて広域化を図るというものです。牛久市、龍ケ崎市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町の3市3町1村で第6ブロック、これを構成することになります、その計画では。

この地域には現在4つの処理施設があります。牛久市、龍ケ崎地方塵芥処理組合、阿見町、江戸崎地方衛生土木組合、この4つです。このうち3か所が約10年後、2031年から2033年にかけて使用目標年度を迎えます。江戸崎地方衛生土木組合の処理施設のみ2022年、昨年に稼働したばかりで、使用目標年度は2041年とされています。このブロックをまとめて、1日の処理能力が270トンの処理施設を2043年に造ろうということになっています。

あと10年で3つの施設が更新する時期に来る。ところが、統合すれば、広域化すれば、広域化したところでできるごみ処理施設ができるまで10年のギャップがある。この10年をどうするかについては、計画書には何にも書いてありませんでした。今ある施設を長寿命化するのか、つなぎでちょっと新しく造り替えるのか、その費用はどうなるのか。

実際にはちょっといいかげんな計画だなと私自身は思いましたけれども、この県の計画、どのように評価しているのか。また、市民にとってのメリット、デメリットはどうか、伺います。

**○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。**

**○山岡 孝 環境経済部長** ごみ処理施設広域化のメリットとしては、集約化によるイニシャル

コストやランニングコストの削減が挙げられますが、茨城県は令和4年3月に「ごみ処理広域化計画」の見直しを行っております。牛久市が属する第6ブロックでは、御質問にもありました牛久市、龍ヶ崎市、阿見町、利根町、河内町の5市町村で令和16年度を目安に広域処理施設の運用を開始し、令和24年度に稲敷市、美浦村が加わり、最終的に7市町村で処理を行う計画となっております。

災害時などでは、清掃工場の施設数が少なくなるということも考えられるため、被害状況を見極め、スムーズな仮設災害ごみ置場の設置や、茨城県内の他ブロック等への応援体制の確保など、ごみ処理が滞らないよう努めることが重要であると考えます。

また、通常時のごみ回収においても、構成市町村の加入状況により、中継施設の建設や民間企業への処理委託等を行いながら、効率よくごみを回収し、運搬コストの削減や、環境負荷を与えない収集方法を構築する必要があると考えています。

市民へのメリット、デメリットということですが、市民に対しては、やはり事業費、全体の事業費、こちらのほうを捉え、先ほどのインシヤルコストやランニングコスト、こういったものを少しでも抑えること、また、国の補助金等が活用できるように、そういったことに取り組んで削減に取り組んでいきたいというふうに考えております。

デメリットということになると、清掃工場自体一つ、もし一つに集約されたとなれば、運搬距離等が長くなりますので、その分の運搬費等の経費がかかりますが、そういったものも含めてトータルのことで、今後、検討を進めていくことになると考えております。

**○杉森弘之 議長 北島 登議員。**

**○13番 北島 登 議員** 先ほど災害時の問題もちょっと触れられていましたけれども、大きな災害が起こった場合、処理施設がこの近辺で1か所ということになって、処理施設が使えない、そういう事態になれば、ごみがどこかに積み上がったままごみの山ができるという事態に陥るわけですね。

最近、NHKのテレビで南海トラフの大地震、ドラマやっていました。また、今度NHKのドキュメントでまたこの問題を取り上げるようですが、南海トラフと聞くと、何か南海方面、実は関西方面、関西から中国、四国地方が大きな、西側では大きな被害を受けますし、その東側のほうで地震が起きれば、東京、そして関東地方へ大きな被害が起きる。こういうことが予想されています。30年以内に80%の確率とも言われています。

そういったことを考えると、そういった大災害、大地震が起きた場合に、道路が使用できなくなる状況も発生すると。そういったときに、ごみの山があちこち道路を塞ぐ事態、これが起きてきます。私、阪神・淡路大震災のとき、大阪にいて建設会社勤めていましたので、そういう現場へ呼ばれていろいろと助けるための手助けをしましたけれども、地震が起こって1週間ぐらいは、もう道がまともに使えない状態だったんですね。そういったことが起こり得るということを念頭に置いて、しっかりした計画を立てる必要があるのではないかと。

そして、もう一つは、運搬のルートというか、運搬の距離が長くなること。このことによるCO<sub>2</sub>の排出が増える。このこともやはりしっかり、コストは確かに金額的な検討、コスト、確か



に重要です。そして、これからこういった施設を造るときは、必ず排出するCO<sub>2</sub>が増えるのか減るのか、どれだけ減らせるのかという観点から計画を練っていくことが必要かと思えます。

次に、この広域化と深く関連するんですが、昨年から3つの事務組合の統合の計画が示されて論議、この議会でもかけられましたけれども、ごみ処理広域化計画との関連、どのように考えているのでしょうか。そして、もし組合が統合した場合、牛久市だけがごみ処理事業に加わらず、単独で事業を継続できるかどうか、伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 「龍ヶ崎地方塵芥処理組合」「龍ヶ崎地方衛生組合」「稲敷地方広域市町村圏事務組合」の3組合の統合の議論をしておりましたが、仮に決定したといたしても、ごみ収集の広域化については第2段階とされております。市といたしましても、ごみ処理の広域化については、最終的な結論はまだ出しておりません。

環境省が平成31年3月29日に公布した「持続可能な適正処置の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約について」の通知によれば、廃棄物処理体制の検討に当たっては、廃棄物の資源化、エネルギー回収・利活用を最大限に進め安定的・効率的に検討を行うこととされております。

施設の規模が運営コストや発電効率に与える影響は大きく、次のごみ処理体制の検討を行う際には重大な課題となります。対象地域の大きさや設置場所を含め、ごみ処理体制については総合的に判断し、進めていきたいと思っています。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 牛久市も、今のクリーンセンター建て替えの基本的な考え方方針、これを決める必要があるだろうと思えます。先ほど市長の答弁にあった3組合の問題、これがどうなるかで大きく変わってきます。現段階では明確に決められてはないと思えますが、もう10年後にはクリーンセンター、ごみ処理施設建て替えが必要である、このことは明確です。

それで、計画の年数、余裕、時間考えてみますと、基本計画を考えるのに、基本方針をつくるのに1年から2年、基本設計1年、少なくとも1年はかかります。特殊な施設ですから、場合によっては2年ぐらい。実施設計にも同じく1年から2年、工事に2年から3年、最短でやっても七、八年かかりますね。もし立地場所を変えるなどということがあれば、さらに数年かかります。いつ頃までにこの基本方針を決めようとしているのか、伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 そういうことを含めて、この3組合の、3年前からこういう協議会を発足しまして、いろいろなシミュレーション、人口動向はどうか、あと、ごみの量はどうかということ、私たちは、管理者等ではシミュレーションをしておりました。そして、具体的にこういうものを、衛生組合のほうはトイレが入っていますから、このごみのほうでは7つの自治体で検討するようになっております。ちょうど龍ヶ崎、阿見、牛久が大体同じようなことで耐用年数が過ぎておりますので、これを早急にやらないと、次の私たちの大きな地域のあれには支障を来すということでやってまいりました。

先ほど北島議員も言うておりました、相当な時間がかかります。恐らく新しい場所を造るにしても、約9年から10年かかってしまうことで、1年でも早くすることが私たちは必要ではないかな、そして具体的にこれからどのようにしてやるかということをもう具体的に進めようという話をしていたところでございます。

そのようなことで、コスト的なものもございまして。あと環境の場所とか、いろいろ各市町村といろいろな話をしながら、そしてどこの場所がいいとか、その場所の決定でも恐らく2年ぐらいかかってしまうと。

非常に各自治体、龍ヶ崎、阿見、牛久なんかも非常にこれから本当に時間がない状況の中での話になります。

**○杉森弘之 議長** 北島 登議員。

**○13番 北島 登 議員** 組合が統合した場合、ごみ処理場、先ほど言いました1日270トンの処理能力、そうすると、今の牛久のクリーンセンターの規模では難しい。クリーンセンター、実は牛久市は大体今、必要な処理能力は1日約90トンですね。ところが、炉が3基あって、全体の処理能力は203トンとされています。それでも相当規模ありますから、それでもあそこで造るというのは、規模的には難しいんじゃないかといったことも思います。

もう一つ、どちらにしても、牛久市が独自にごみ処理施設事業を続けるにしても、やむなく広域化、組合統合ということになったとしても、まず、環境負荷を極力少なくすることが求められます。ごみの資源化を最大限行うとともに、焼却の廃熱を最大限利用する。このことが大事だと思います。

特に、その中で廃熱利用ということでは、発電、それから蒸気、あるいは給湯の地域への供給などいろいろ考えられますが、市として何か考えていることはあるでしょうか。

**○杉森弘之 議長** 山岡 孝環境経済部長。

**○山岡 孝 環境経済部長** 現在新設されている清掃工場の多くは、ごみを焼却した際に発生する排ガスから回収した熱で蒸気を発生させ、発電に利用する方法が主流となっております。発電された電力は清掃工場内部で使用し、さらに余った電力は外部へ売電することが可能となります。次の清掃工場施設設置の際は、焼却した際に発生するエネルギーを有効活用しながら、環境負荷の低減を図り進めてまいりたいと考えております。

令和2年度ですけれども、余熱利用、全国で全体1,056施設あるそうなんですけれども、これの69.9%、738施設で実施されているということで、具体的な利用方法としては、やはり発電ですね。発電はじめ、施設内の冷房、給湯、それから施設外の利用として温水プール等への温水熱供給、地域への熱供給等、最近では陸上養殖とか、農業施設等に余熱を有効活用する事例なども報告されておりますが、そういった様々な利活用方法が考えられますので、今後、施設を検討していく際には、こちらこういったものも参考にしながら考えていきたいと考えております。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 クリーンセンター設置については、県のほうからは1か所ということを示されております。その現状において、この稲敷広域はこんな広い地域でございますから1か所では無理だろうということで私たちは思っていました。2か所ぐらいが一番いいのかなと。その場合に、美浦、それから稲敷のクリーンセンターが昨年開業いたしまして、そういうところを見ながら、あとそうすると1か所になってしまうのかな。ですから、その1か所をどこにするかとか、規模をどのくらいにするかという話も、私たちはいろいろなシミュレーションをしたところでございます。

あとそれから、リサイクルに関して、そういう施設を造りなさいという指示が来ています。例で言うと国立市、人口規模も違うんですけども、あそこは40億ぐらいかかったということなんです。それほどこの地域ではかからないと思えますけれども、ただ、そういう附帯する、センターとかじゃなく、そういうものをこれから検討しなきゃいけないということと、あとやはり協議会をつくってやることを県、国は奨励してまして、それについても種々の補助金の割合も違うという話も聞いております。

そういうことを加味しながら、これからのこの地域のごみ処理場の建設を決めていかないとということで、これは本当に時間もかかるし、いろいろな皆さんの知恵も必要になってくることなのかと思っています。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 相当ごみ処理、やはり環境負荷の問題もあって、大分進んできてるということが分かりました。

もう一つ、ごみ処理場というのは嫌悪施設として名高いわけですけども、今話題になっているごみ処理場があります。一つは、大阪の夢洲にあるごみ処理施設、これは外見が非常に面白くて、外観が非常に面白くて、まるでテーマパークのような外観を造っています。もう一つ、もっといいなと思ったのは、広島市が造った広島市にあるごみ処理施設、これは真ん中に幅の広い廊下というか、アトリウムが造られていて、その両サイドがガラス張りなんですね、全面ガラス。そして、工場内の様子が全部見られると。全部というか、主要なところがずっと見られる。それが観光コースになっている。半年で7,000人もの観光客が見学に訪れる。そういうごみ処理施設、ごみ処理工場、広島にあるそうです。ですから、映画のロケ地にも使われたようです。こういったふうに、今までのイメージを変えるごみ処理施設というのも、やはりいいのではないかなというふうに思います。

それで、次のかっぱ号に関する質問に移ります。

まず、かっぱ号、より利用しやすいルートに変えていく。市民からは、かっぱ号についての要望が多く寄せられています。要望の全てを満たすことは無理ですが、ちょっとした工夫や運用の改善でより利用しやすくなるのではないのでしょうか。そのことが、利用率の向上につながると思います。

そこで、私も住む常磐線の西側地域のルート、これを改善してほしい。かっぱ号の刈谷・城中

ルート、平均して1時間に1本の運行です。刈谷ルートで改善要望が高いのが、現在のルートの逆回りルート。今のルートは、牛久駅が始発で、刈谷団地に入って、逆時計回りで刈谷を回り、牛久町へ入っていく。一部は城中に入って牛久町、そして旧国道6号線を通って牛久駅西口に戻る、そういうルートです。これだと、駅に行きたいのに30分ぐらいかかります。刈谷・城中ルートだと40分。逆ルートをつくれれば、駅に行くのに刈谷から10分程度に短縮される。

もう一つ、利便性が上がるというのは、買物について便利になるということです。今のルートですと、カスミの刈谷店、スーパーへ行くのに全く逆方向、しかも時間が余計かかるので使えません。ほとんどの人は使いません。ところが逆回りにすると、刈谷からすぐ、あるいは城中からでもカスミのほうへすぐ行けるようになる。駅へも近くなる。こういうふうになります。それで、帰りは今のルートのバスに乗れば帰ってこれると。そういう方向で、そういう逆ルートをつくることのできないか。

今の現在の状況では、ルートを新たに増やすというのは大分難しい問題もあると思います。そこで、今の時刻表、逆ルートと順ルートと言いますか、それを交互に組み合わせるといって、そういった方法で解決できないか、市の考えを伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 現在の反対回りのルートを設定するに当たっては、新たに車両を購入するか、現在あるほかのルートを削減して新たなルートに充てる。もしくは、今議員がおっしゃった現在のルートを変更して反対回りのルートにするといった手法が考えられます。

増車のための車両の新規購入につきましては、現在6台ある車両のうち3台の更新を令和7年度までに計画していることもありまして、現在のところ予定はございません。

運行本数の削減により新たな路線拡大を行うことにつきましては、一定数の利用者がいる路線で減便を行うことは難しいため、減便により路線を新たに拡大することも難しい状況です。

また、現在のルートを変更して反対回りのルートにすることにつきましては、現在の利用状況を考えますと、慎重に検討する必要があると考えます。

加えまして、公共交通の持続可能性の観点からは、「民間事業者の活用」も重要となってきます。かっぱ号やうしタクについては、市の提供するサービスによって民間のバスやタクシーの利用客が減少し、民間事業者が撤退するような悪循環が発生しないよう、交通事業者の意見を聞き、経営への影響を確認し、運賃や運行時間、運行範囲を決定しております。

現在、刈谷団地内には関東鉄道株式会社の路線バスが往復で運行されており、かっぱ号が反対回りのルートも運行しますと、路線バスのルートと両方で重なるため、民業圧迫となりかねません。実際に市内のバス路線においても、令和3年12月には、かっぱ号と経路が重なる路線の利用者数の減少から土日の運行が休止されるといったことが起こっているため、市の事業が与える影響を慎重に判断する必要があると考えます。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 様々な要素が絡まって難しい側面はあると思いますが、部長答弁でおっしゃったように、慎重にかつ市民のために何がいいか、前向きな検討をよろしく願います。

それから、次に、停留所の問題です。

いぶき野の市民からの要望には、旧6国の停留所まで行くには、相当急な坂道を上らなければならぬのでしんどいという声が寄せられています。いぶき野の中に停留所をつくれないうか、あるいは市道23号線、いわゆる城中田宮線ですが、そのいぶき野付近に停留所をつくるルート、こういうのを変更、つくれないうかどうか、伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 正源寺からいぶき野団地に向かう坂を下った場所への停留所設置につきましては、昨年7月に実施しましたタウンミーティングで、上町行政区から同様の要望が出されております。

この際は、区長との現場確認の後、かっぱ号の運行事業者である関東鉄道株式会社の担当者が現場調査を実施し、「坂を下り切った場所には、かっぱ号を転回できるような十分な広さがなく、停留所設置は難しい」との結論に至り、当該行政区長にその内容を伝え、停留所設置が難しいことについて御理解をいただいた経緯がございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 新たに通った23号線沿いのバス停の設置につきましては、状況を確認しながら今後、検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 常磐線の西側の住民にとってもう一つお願いしたいことは、運転免許を持ってない市民は、この線路を越えるのが非常に負担が大きいと。かっぱ号も関鉄バスもたしかなかったと思うんですが、西側から常磐線を越えるルートというのは路線がなく、市役所へ来るには駅で乗り換える必要があるんですね。これをもう、市役所、中央生涯学習センター、図書館、こういうところは市民がよく利用する施設、ところですけども、刈谷・城中ルートの一部を西口経由市役所行きというふうなルートをつくることできないかどうか、お答え願います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 現行のルート体系は、民間路線バスや病院バスを含めた交通結節点である鉄道駅を中心に設定されております。

また、先ほどの刈谷・城中ルートの反対ルート開設の御質問にもお答えしましたように、かっぱ号は運行本数を最大化するよう、現状ではダイヤを編成しております。このため同ルート在市役所まで延伸すると所要時間も長くなることから、運行本数を減らす必要も発生すると考えております。このため、起終点である牛久駅を越えて市役所へ乗り入れるルートを設定することは難

しい状況となっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 相当難しいお願いばかりしたようなんですが、答弁を見てみると、こちら辺を解決するにはバスもう1台増やす必要があるんじゃないかというふうに思えてきました。今のところはまだそんな計画はないと思うんですが、それも含めて検討していただくようお願い申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、13番北島 登議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時10分といたします。

午後2時03分休憩

---

午後2時14分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、21番遠藤憲子議員。

〔21番遠藤憲子議員登壇〕

○21番 遠藤憲子 議員 皆様、こんにちは。日本共産党の遠藤憲子でございます。

通告順に従いまして、一般質問を行ってまいります。

今回の一般質問は、昨年私どもが実施をしました市民アンケートの中から、市民要望が多いものの、地域公共交通、学校給食、生活環境整備を取り上げました。

今回、議員の皆さんの多くがかっぱ号やうしタクを一般質問で取り上げております。それほど市民要望が高いということで、私どももそのようなことから取り上げました。重なる部分がございますが、市民の願いに沿った内容となるよう質問をまいります。

それでは、かっぱ号、うしタクの現状についてです。

かっぱ号が本格運行したのが平成15年でした。交通手段を持たない市民への対策としてかっぱ号を走らせたときには、「空気を運んでいる」などと言われながらも、民間の路線バスが走らないところを補完する、このような目的で運行してきたことは周知のとおりでございます。かっぱ号の路線の拡充についても、交通会議など、事業者や市、関係機関で協議しながら取り組んできたことは存じております。現在までのかっぱ号、うしタクの利用状況についてお尋ねをいたします。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 まず、かっぱ号の状況としましては、令和3年度で、利用者数が21万1,803人、運行経費が1億422万3,995円、運賃収入が2,035万8,545円、国庫補助金が1,067万7,000円、市の負担額が7,503万9,000円、利用者1人当たりの市負担額は354円となっております。令和4年度は、令和5年1月までの10か月間で、利用者数が20万9,329人と昨年度より増加傾向にございます。

うしタクの状況としましては、令和3年度で、利用者数が6,990人、運行経費が3,972万6,500円、運賃収入が385万2,100円、市の負担額が3,587万4,400円、利用者1人当たりの市負担額は5,132円となっております。令和4年度は、令和5年1月までの10か月間で、利用者数が6,647人となっており、こちらも昨年度の同時期より増加しております。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 遠藤憲子議員。

**○21番 遠藤憲子 議員** 今、次長の答弁の中から、かっぱ号、うしタクとも、利用者の状況に変化が出ております。車を持たない世代や障害をお持ちの方、高齢者の移動手段として、考えなくてはいけないことがたくさんございます。

市民からは、料金、利用方法などについて、私どもにも今回のアンケートで改善要望が寄せられております。要望では、「かっぱ号の運行の本数、停留所を増やしてほしい」、うしタクでは、「周りの市町村より料金が高いので下げてほしい」「障害者がガイドと乗るときには、本人とガイドで1人分の料金にしてほしい」、また、「予約なしでも乗れるように」などなど出ております。

一人一人の要望というのは、切実な要望を抱えているものです。かっぱ号を利用したいが、足が悪く、停留所までが遠いなど言われています。市民の要望に全て応えるのは大変難しい問題、無理なこともあります。応えられるところからでも、対応すべきではないかと考えます。

例えば、見直しの時期などに、要望への調査や出ている課題などを実施するなど、そのような状況などはどうなのか、市の考えをお尋ねをいたします。

**○杉森弘之 議長** 二野屏公司経営企画部次長。

**○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長** 国土交通省から出されました「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」では、「公的資金によって支えられるコミュニティバスは、自立運営を原則とする路線バスを補完する」ものであり、「導入するコミュニティバスの地域交通ネットワークにおける役割分担を明確にした上で、路線バスと実質的に競合することのないよう十分に検討すべきである」とされております。

この考え方にに基づき、平成28年6月に策定しました地域公共交通網形成計画において、市街化区域及び郊外団地は民間路線バスとかっぱ号の定時定路線型の公共交通でカバーすることといたしました。かっぱ号の現行ルートも、民間路線バスのルート等重複に配慮しつつ、市街化区域及び市街化調整区域内の郊外団地を結ぶものとなっております。

現行計画である令和3年3月策定の地域公共交通計画においては、かっぱ号に関する施策は「かっぱ号の維持・充実」として、一層の利便性向上を目指し充実を図ることとしております。

うしタクにつきましても、利用者の利便性に配慮しつつも、市の提供するサービスによって民間のバスやタクシーの利用客が減少し、民間事業者が撤退するような悪循環が発生しないよう、市内で営業している交通事業者の意見を聞き、経営への影響を確認し、運賃や運行時間、運行範囲を決定しております。

今後の見直しにつきましては、市民の声なども聞きながら、見直しについて検討していきたいと考えております。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 遠藤憲子議員。

**○21番 遠藤憲子 議員** ここで、市民アンケートに寄せられました方からのコメントを紹介したいと思います。

「市民の足としてうしタクが実施をされ、遠距離利用の場合は利便性が高くなりました。市外への利用制限は厳しいです。しかし、日常的な乗り物としては、かっぱ号が使いやすく、私の住まいからは、運動公園ルート「のバス停」、この方は栄町二丁目北の近くにお住まいだそうで、「は遠過ぎて使えません。そこで一つ提案をします。栄町一丁目には通勤ライナーのバス停「のバス停」があります。栄町二丁目北から「のバス停」を経て通常ルートに戻る迂回方式を検討してもらいたいと切実に願っております。実に何年もその願望を持ち続けてまいりました。牛久駅周辺には、「の通う歯科」、歯医者さんですね。「眼科、耳鼻科等があります。買物以上に切実な要望であります。その都度、別居家族に車の依頼はしにくいですし、自治会でも市に対してバス運行の要望を提出しましたが、関鉄バスの配慮から駄目だったと聞いています。高齢化社会にあつて、交通の保障は命の保障です。駅周辺まで自転車での移動はもうやめたいです。ぜひ、私の地域の願いをかなえてください」、こういう高齢者からのアンケートの声でございました。

こういうような要望だけでなく、今、次長の答弁でも、市の負担額を減らしていくのは、政策的にも利用者を増やしていく、これが必要ではないかと思っております。このように、利用者を増やしていく。かっぱ号でもうしタクでもそうなんですけれども、その手だてを今以上に、やはり市も、私たち市民もそうなんですけれども、そういうような方策、どういうふうにしてこういう問題について向かっていくのか、その辺、もう一度お聞きします。

**○杉森弘之 議長** 根本洋治市長。

**○根本洋治 市長** 先ほども申し上げましたが、かっぱ号の現行ルートは民間路線バスのルートとの重複に配慮しながら、市街化区域及び市街地調整区域内の郊外団地を結ぶものとなっております。停留所についてもバス路線との重複を配慮しつつ、駅、公共施設、病院、商業施設等を重視して、国、県、警察等の関係機関との協議に基づきながら、交通上安全な場所に設置しております。

今年度は運動公園ルートでの利用の少ない停留所を廃止し、利用の見込める停留所を経由するようなルート変更や、新規開店したスーパーマーケットの前の停留所新設など、改善をしているところでございます。

それ以前にも、小坂団地ルートやみどり野ルートで地域の要望に応える形での既存ルートの一部変更を行ったり、うしタクの運賃設定におきましては、うしタクが自宅の玄関先から市内の任意の目的地まで送り届ける民間タクシー同様のドア・ツー・ドア型のサービスであることから、民業圧迫とならないようタクシーの初乗運賃740円、民間路線バス運賃とのバランスに配慮して、基本運賃を700円としております。タクシーを自宅に呼んだ場合に係る迎車料金は不要と



なっており、その上で、利用者の運賃負担は配慮し、高齢者・障害者・そして小児割引600円、乗合割引500円を設定しているところでございます。

運行日・運行時間についても、民間タクシー事業者に配慮して、決定したものでございます。土日については、タクシー会社において乗務員の確保が難しいという理由から、運行しておりません。平日の運行時間についても、タクシーの利用状況から、朝夕の通勤時間帯は一般の利用客が多いということで、昼間の時間帯に協力を得る形になっており、運行開始当初は運行時間を午前9時から午後5時までとしていましたが、利用者の方からの御要望で、30分前倒しにした改善を行っております。

今後の見通しに当たっても、事業者と協議しながら慎重に改善を進めていきたいと考えています。

これからは、この料金にしても何にしても、上げる上げないじゃなくて、やはりこの事業を継続するのにこの料金はいいのかという話も、これはこういう委員会で話してもらうことが私は大事だと思っております。

そして、私はつくばといろいろな話をしまして、つくばにも県西の公共バス連絡協議会みたいなのがありまして、私も何回か出席したことがあります。県西でありませんが、私も行ったことがあります。

そして、牛久のコミュニティバスは若干、つくばまで入っているんですね。そういうこともありまして、そして、つくばのあれはつくバスですか。それが、こちらに向かってくれよという話を市長と話しまして、そして途中、田宮の一部まで来たんですけども、あれじゃもったいないでしょう、駅まで来てくださいというのは、もう一つは、あそこの高見原の地区は、商圈は結構牛久が多いものですから、これは「市長、これね、市民のための利便性も寄与しますよ」と、そして市長が「牛久ももうかっていますか」と言って、「いや、お互いにもうけましょう」という話をした経緯もございます。ですから、それでもそういう話でも2年かかっています。1本こちら駅まで通してくるのに。ですから、一つの路線を変える、ましてや他の市町村とやるというのは大変でございます。

そして、先ほど北島議員のほうからも「1台、バスどうだ」と。2,300万か、「はい、そうですね」というような買えるような牛久の経済、財政状況ではございません。また、あと2年後にはまた2台の買換えもするしかないということで、非常にコストのかかる事業でございます。ただ、コストがかかるけど、やはり市民サービスの非常に広域的なお話でございます。

ただ、私この前テレビを見ていたら、このバスにおいても、シェアバスですか。ある停留所に、みんなそこに電気の免許がなくても乗れるようなものがあって、そこにシェアして、ちょうど皆さんそこから集まっていたらバスが行くというような、タクシーが行くというような、そういう話も今、この前テレビやっていました。

恐らくいろいろな状況によって、これからの公共交通の在り方も、あと5年後すれば相当変わるんじゃないかと私は思っております。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、市長のほうからも、他市との乗り入れにも年数がかかっていると。確かにつくば、特に高見原という地域は、牛久との接点が非常に高いので、どちらかというところ、皆さん牛久駅を利用される方が多いというのは存じております。そういうような乗り入れ、それからそういうのも他市町村とのにも年数がかかっているということ、そういうことも含めまして、国土交通省との関係もあるんでしょうけれども、例えば停留所ですね。それを移動したり何かをするにも、相当な時期というか、そういうのもあるんでしょうけれども、次回見直しの時期というのは、牛久ではどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 これから先、いつ見直すのかというのは、特に決まっていはいないんですけども、3月のJRのダイヤ改正に伴った駅に到着する時間、駅を出発する時間の変更は、6月から7月ぐらいには、変更の時間によって必要になると考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 そうですね、毎年3月にはJRのダイヤ改正があるので、それによって多少の変更というのは、見直しというか、それは当然のことだと思うんですが、先ほど述べたように、市民からの要望というのが非常に多く私どもにも寄せられておりますので、そういう要望なども調査、そしてまた、見直しの時期にはぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、学校給食のことについて進めたいと思います。

今回、子育て支援の観点から、第2子や多子世帯も含めた給食軽減の考えについてお尋ねをするものです。また給食の問題かと言わずにぜひ、一般質問取り上げましたのでお尋ねをしたいと思います。

昨日の新聞にも、全国で広がる給食費の無償化の記事がございました。県内でも、学校給食費の無償化の実施が広がっております。最近では、4月から水戸市、日立市、北茨城で実施がするという情報が届いております。

牛久市では、食材費や電気代の物価高騰に対しまして、給食費を値上げするのではなく、高騰分は市が補助をするということは、令和5年度の予算書からも把握をすることができます。しかし、この物価高騰の影響というのは、子育て家庭にとりまして、食費や水光熱費、そういう生活費だけじゃなくて、学用品費など、この負担が大きくなっています。小学生では、特に給食費、月額4,320円、中学生では月額で4,690円となっています。兄弟などで人数が増えてくれば、金額も増えます。特に、独り親家庭など負担が大きいと言われます。

あるお母さんからは、「以前は就学援助制度を受けられたのが、今回は受けられなかった。基準が変わったんですか」、このような声も寄せられました。

せめて第2子は半額に、第3子無料にと考えるものですが、市の考えをお尋ねをいたします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 子育て支援の観点からの給食費の軽減について

ということですが、近年の物価高騰による食材費の値上がりに対して、牛久市では食材費の1割分に相当する額を支援として、一般財源を投入した予算編成を既に行っております。令和4年度の補正予算及び令和5年度の当初予算においてもこの考え方で予算計上しております。これは、まさに子育てで特に出費がかさむ子育て世帯の保護者の負担軽減ということを目的としたものです。

また、幼稚園においては、年収が一定額以下の世帯、または収入にかかわらず小学3年生以下を数えて第3子以降のお子様に対しては、給食費のうちおかず代等の副食費分を無償とするということで、主食費分として500円のみを徴収するというような措置を行っております。

以上です。

**○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。**

**○21番 遠藤憲子 議員** 今回の次長の答弁ですと、第2子とか、第3子の無料にという考えはないというふうに判断をするものなのですが、それでよろしいですか。はい。

例えば、将来的に給食費無償化、今は、以前に質問したときは、市の負担が約4億円だというふうにおっしゃられたと思います。でも今、子供の数、減っているんですよ。年間に直すと確かに4億円かもしれないけれども、子育て支援ということで、子育て世帯を応援するという、そういうような観点がやはりなかなか牛久というのは出ていないんじゃないかというふうに思います。

これも前に質問しました、賄い材料費は保護者負担だということの姿勢、なかなかかたくなに改めるということではないんですね。私、他市が実施をしているから牛久でもということも含めまして、やはり市の姿勢なんですね。こういうふうにご子育てにどれだけの費用をかけているのか。

アンケートで、やはりこれもいろいろと声が寄せられています。「学校給食は、子供たちの心と体の健全な発達を願ってつくられた制度です。今日の厳しい格差社会に生きる子供たちに、栄養のあるおいしい給食を安心して食べさせたいです。お母さんも安心です。また、子供予算を重点的にすることは、若い人を他市や他県から呼び込むことで、町が活性化します」。また、あるシングルマザーの方、「年子で4人の子供の給食費を払ってきました。とても大変でした。無償化が進むことを望みます」。このように、本当に実感を込めたアンケートにいろいろと寄せられているんですね。

今、全然この給食費の無償化、せめて無償化を目指すとしたら第2子とか第3子、このような考えが牛久市が全然ないということは大変残念だと思うんですが、もう一度その辺、伺いたいと思います。

**○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。**

**○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長** 過去にも何回かお答えしているお答えと同じようなお答えになってしまうんですが、基本的に多子世帯で経済的に困窮の世帯に関しては、就学援助制度でセーフティーネットを張っているという考えがございます。当然、就学援助制度については生活保護費の計算に準じて計算をしておりますので、当然、子供の数であったり、もしく

は独り親世帯であったり、また、持家の有無等によっても、またその該当するかしらないかというあたりが変わってまいります。そういうことで、給食費そのものの第2子、第3子での減免というか、支援ということに関しての考えは今のところ、持ち合わせておりません。

また、市の負担としても、議員がおっしゃいましたようにやはり4億円、たしか昨年度で3億8,000万ちょっとぐらいあったと思います。約4億円、これ全て一般財源の持ち出し、投入という形になってしまいますので、やはりそれはちょっと大きな決断になってくるかなと思いますので、現在のところ、そういった無償化の考えは持っておりません。県内他市町村で少しずつ広がってきている動向等も、今後も注視していきたいと考えます。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 根本洋治市長。

**○根本洋治 市長** この学校給食無償化というのは、私は遠いあれじゃなくて、私は無償化なりの時代が私は来ると思います。ただ、今、牛久の状況ではちょっと無理なのかなということがございます。人が減るとかそういうじゃなくて、やはりいろいろな考え方がございまして、牛久は自校方式でやっていますので、やはりそれはそういうコストもかかります。だったら今度、そういうところ、無償化してコストを下げ、センター方式とかいう、そんな話もどんどんどんどん、いろいろな話が加速してくことも現実でございます。

ですから、今の給食を維持するため、そしてそういうことでおいしい食育ということ考えた場合、私は今のことでやっていきたいということを思っていますし、また、無償化というのも多くの自治体がやっています。ですから、私は教育にお金をかけることはいささかも、もうもっとかけたほうがいいぐらいの気持ちでございます。ただ、今まで私は、子供たちの安全面、ヘルメット、それから子供たちが通学する大きな信号等には安全ポールを設置したり、あと通学路には安全地帯を設けたりして、そういう安全面、そしてスクールアシスタントの増加ということをやっています。

ですから、いろいろなやはり特色のある施策も、私は皆さんに理解していただきたいと思えます。全てができるような時代は私は望ましいですけれども、でも、牛久で今できること、まず子供の命ということ考えた場合、今まで牛久でないものをやるといった場合は、そういうことでそういうふうにはしています。

以前、何か月前かの議会の際、お金余っているんだから無償化との話を遠藤さんしたことありますけれども、あのときは、非常に電力費が6億だったっけか、全部で。電力費6億のオーバ一分。そういうことがありましたので、幾ら余ったからとそういうものをぼんと使うという発想じゃなくて、ちょっとそういうものをお金を入れるのも使うのもあったので、ですから私はそういう一過性じゃなくて、どうせやるんだったらちゃんとどういようなことをできるかということが、やはり予算上の大切なこの考え方だと思っております。

以上でございます。

**○杉森弘之 議長** 遠藤憲子議員。

**○21番 遠藤憲子 議員** 今、市長のほうから、無償化だけじゃなくて、子供たちの命、安全

面、ヘルメットや、それからいろいろ通行するに当たってのそういうものに牛久市は力を入れているというお答えでございました。

確かに無償化、これ今全国的に広がってきている。それはなぜかという、やはりそれだけ格差と貧困が広がっている、そういうような表れではないかと思えます。特に学校給食は、これは学校給食法でやはり教育の一環だ、そういうふうに言われているところからも、ぜひ、教科書とかと同じように、やはりどの子供たちにも平等にこういうようなおいしい給食をとというような願いが込められているんだと思えます。

財政面から言われればそうなのかなと思えますけれども、これは市の政策としてどうなのかということをお金を私に言いたいのであります。お金が余っているというか、そういう言い方を私もしたかもしれませんが、でも子供たちのために、このように市の税金を使うということは、決して間違いではないというふうに思っています。

次の質問に行きます。給食食材についてです。

給食食材は、青果市場などを通して学校に搬入しているのは存じております。地場産の取扱いの割合はどのくらいなのか。また、食の安全対策として、低農薬、添加物、遺伝子組換え農産物などの扱いはどうなのか。給食の放射能の測定の状況について伺います。

**○杉森弘之 議長** 川真田英行教育委員会次長。

**○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長** 牛久市では学校給食の安全を確保するため、「給食食材納入規準書」を作成し、食材納入業者に遵守することを求めています。

その中では、食材の製造所名と所在地、または産地と生産者が明示されていること、また、遺伝子組換えでないこと、国内製造品または国内品を原則とし、輸入品については原産国が明示されていることなどを条件としています。

また、食の安全安心をより高めるために、可能な限り地場産品の使用に努めております。令和4年度に県により2回行われた地場産物の活用状況調査によりますと、1回目が91.6%、2回目が92.8%ということになっており、このときは県内で2位と4位という結果となっております。

また、東日本大震災以降、学校給食及び保育園の給食について、放射能測定を継続的に行っており、各施設ごとの交代制でのサンプリング調査にはなりますが、これまでの検査結果はいずれも検出限界値以下のノーデータということで示しております。

これからも毎日様々な角度から監視し続けることで、学校給食の安全安心を堅持してまいります。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 遠藤憲子議員。

**○21番 遠藤憲子 議員** 今、地場産の取扱い状況、これ県の調査ということで、この牛久のものという、そういうような把握はされているのかどうか。青果市場を通してなので、牛久産というわけにもいかないかもしれません。それからあと、この近隣ですね。そういうようなところだと思ふんですが、その辺の扱いはどうなのか、伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 今回の調査、県による年2回行われた調査での比率ということで、市のほうの比率を今持ち合わせておりません。申し訳ありません。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 それでは、後で分かったら知らせてください。

なぜ聞くかという、たしか牛久の学校給食で「牛久の日」というそういうような食育の一環でやっていると思うんですね。そのときは、牛久産のものを、牛乳だけだったかな、何かそれ以外は全て牛久産のものをやっているという給食があったと記憶をしていますね。それがどのような状況であったのかということ、そこを伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 学校給食「牛久の日」というのはかねてから設けてございまして、その日に出すものについては、極力栄養士のほうも牛久産というところに本来にこだわって献立を作りますので、ただ、どうしてもやはり牛乳については牛久産ありませんので、牛乳を除くものはほぼほぼ牛久産という形の給食が取られているところです。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 牛久産の「牛久の日」という給食ですね。給食については、子供たちに好評なのをリクエストメニューですか、そういうのでネットで、ネットというか、そういうので扱うというか、知らせてくださっているというか、そういう情報なども出ているということは、大変牛久の子供たちがどういうものを食べているのかを知る一つとなると思いますので、食の安全というかな、今、いろいろと農薬の問題、それから添加物の問題、これについて、アレルギーの問題とか、いろいろと出ておりますので、給食の食材については十分栄養士さんがチェックをしていると思いますけれども、その辺の扱いをなお一層強めていただきたいというふうに思います。

3番目の質問に移ります。生活環境整備についてであります。

この問題につきましても、皆さんからいろいろと出ております。特に今回取り上げませんでしたけれども、側溝の蓋かけ、それについては多くの方から出ております。今回は、道路や歩道の点検・整備、舗装の計画について伺いたいと思います。

日常の暮らしを支えますこの道路整備ですね。これにつきまして、以前お話を聞いたときに、幹線道路につきましては修繕計画があるということなんですが、具体的な修繕計画の内容についてお尋ねをいたします。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 牛久市が管理をする市道は約774キロメートルあり、そのうちカントリーラインやぶどう園通り、花水木通りなどの幹線道路を中心に14路線、延長約44キロメートルについて舗装の状態を調査し、路線や区間の優先度や緊急度を総合的に検討した「舗裝修繕計画」、こちらを平成29年度に策定しております。この計画に基づき車道部の舗裝修繕を進めているというところでございます。

また、計画策定か5年目を迎えた今年度、最新の舗装の状態を調査し、その結果を用いて「舗装修繕計画」の更新作業を現在鋭意進めているところでございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 私がちょっと思ったのは、その道路というのが、幹線道路というのは大きな道路というふうに考えなくて、いろいろと私どもが車などで走る道路、そういうところを想像していたものなので、大きなこのカントリーラインも含めて花水木ですか、774キロメートルを市が管理をしているということなんですが、具体的に修繕計画、これについて、今年度そういうのがあるのかどうか、伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

先ほどお話ししたとおり、14路線を修繕計画の対象としておりまして、今年度につきまして、そのうちカントリーライン、それと市道7号線、鎌倉街道ですね。こちらのほうの修繕をさせていただいております。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 分かりました。では今年度というか、令和5年度ということでもいいんですか、今年度というのは4年度ということで。分かりました。はい。

その次に、U字溝や集積ますのヘドロの清掃の計画についてなんです。

この問題につきましても、特に古い、古いというかな、U字溝ですから蓋かけをしてほしいとか、そういうような意見なんかもあるんですが、集積ますのヘドロですね。その計画がどうなっているのか、実施をしている地域、箇所などがありましたら、具体的に伺います。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 U字溝などへの土砂とヘドロの堆積に対する清掃につきましては、中長期的な計画等は策定をしておりますませんが、降雨時の溢水などの通報や市民の皆様からの情報提供を基に現地を確認し、土砂等の堆積により排水不良が発生している場合は、市で清掃等の対応をしている状況でございます。

しかしながら、市内全域の日常的な清掃を実施することは難しい状況でございます。実際に、小坂団地、東岡見団地、第8岡見、栄東行政区など、定期的に側溝清掃を行政区において実施をしていただいているところもございますので、市民の皆様におかれましては、今後も清掃の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 これもその地域によってなんですけれども、集積のますのところに泥がたまってしまうと、なかなかこれが開けられないと、ぜひこういうような清掃をやってほしいという、多分この方は行政区のほうにも言ったのかもしれないけれども、そういうことが行

われてないために、雨などが降ったときにそのところから水が漏れてしまう。そういうようなことなどもあるので、こういう場合、行政区を通して、やはり具体的に市の担当課に要望すればいいのかなどかですね。そういうようなことなども、私ども、この現地を見に行っただけですけども、とてもとてもそのグレーチングのまともなところですが、集積するところに、なかなかこれを取るというのは大変難しいだろうということで、行政区を通して市に要望してほしいということは伝えたんですが、このような要望等について、市のほうでは来れば対応するというのでいいのかなどか、その辺をちょっと確認したいと思います。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 今御質問にありましたように、U字溝の中でも、グレーチングであるとか、コンクリート製も含めて蓋をしてあるところについては、蓋が専用の道具を使わないと開かないところもございます。

今、御質問の中でお話しされたごみがたまってしまうというのは、スクリーンというごみを取るものなのかなというふうにはちょっと想像しているんですけども、そちらも場所によっては固定をしていたりとか、すぐ取れたりとか、場所によって違いますので、その辺は状況によってすぐやれるやれないというところはあるんですけども、行政区を通しての御要望というお話ありましたが、現実的に道路整備課のほうに個人の方からでも直接御要望いただいて、道路整備課のほうで現地を確認をさせていただいて清掃ということも実施をしておりますので、ますだけに限らず、側溝という形での数にはなりますけれども、大体年間100、多いときで150か所ほど、側溝等の清掃を実施しているというのが現状です。

全てが行政区からの要望じゃなければいけないわけではなくて、個人の方からお話をいただいてということもありますので、無理して蓋を開けたりせずに、道路整備課のほうに御相談いただければと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 分かりました。直接行政区を通さなくても、個人で担当課のほうに連絡をする。そうすれば、この解決に向けて進むということを伝えておきたいと思います。

次に、段差解消の問題です。

この問題についても、特に高齢者の方から言われたことなんですけれども、道路におけまして、歩道と車の段差が5センチ程度、2センチのところもあるようですが、段差はそれなりの理由があると理解をしています。歩車道の区別、また、道路排水などです。たとえこのような区別があったとしても、行政区などからは、段差解消に対する要望が寄せられていると聞いております。高齢者や障害者、ベビーカーなどを押す方々、そういう方々の歩きやすい歩道ですね。歩道というか、段差解消に向けて、道路整備について、この道路整備についての生活道路の整備基準というのがあるのかなどか、伺います。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 車道と歩道の境に設けられた縁石に生じる段差につきま



しては、令和4年3月に全線開通をいたしました市道23号線などを含めた比較的新しい道路では、歩道の進行方向に発生する段差はバリアフリーが考慮された2センチメートルを標準として整備をしております。

一方、従前道路では旧基準である5センチメートルの段差で整備されており、御質問にありましたとおり、自転車や車椅子、ベビーカーなどでは、乗り上げの困難、また、通過時の振動や挙動の乱れなどが発生をしております。

しかしながら、市内には旧基準で整備された歩道が多く、一度に全てを改修していくことは厳しい状況でございます。まずは縁石の破損やがたつきなどの補修を実施する際に、可能な範囲で現在の基準に適合した構造への改修に努めてまいりたいと考えております。

また、バリアフリーに配慮し、高齢者や身体に障害のある方にとって「やさしい」道路環境づくりについて、他の自治体における先行事例や活用できる国の交付金などについて調査、検討してまいりたいと思います。

以上です。

**○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。**

**○21番 遠藤憲子 議員** 確かに新しくできた道路等には、そのような2センチぐらいの差で、そんなに段差というのを感じないような整備になっています。

古い道路につきましては、本当に自転車等でそのところを乗り上げると、一旦降りてがくつと上る、そういうようなところが私ども住んでいるところでは多く見られます。そういうところを一度にはすぐには改修という、整備をするというのは難しいというのは分かります。いろいろ今回の質問を取り上げるに当たっては、いろいろなところを見て回ったんですけども、やはりまだまだ古いところにはたくさんそういうような場所があります。やはりそういうところを少しでも改善できるような方法というのは、やはり今言われたように、何かその整備ですか、そういうような基準というのがあるのかどうか、その辺をもう少し明確に伺いたいと思います。何か破損したときに直しますよというようなことは聞いているんですけども、それ以外に、例えばこの部分については整備をしてほしいというか、そういうような要望等があった場合には対応できるのかどうか、その辺を伺います。

**○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。**

**○野島正弘 建設部次長兼下水道課長** まず、基準のほうなんですけれども、こちら新設道路、新しく道路を造る場合の話にはなっていますが、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法でございますが、こちらの第10条第1項の規定に基づきまして、平成18年、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める政令、こちらが制定されております。この中で、その旧基準の5センチから、直進方向については2センチという形で基準が変わったところでありまして、この2センチの基準についても、おっしゃるとおりベビーカーであるとか、自転車乗り上げというのは、非常に5センチでも2センチでも大変だというのは十分私も認識しておりますが、視覚に障害をお持ちの方にとっては、この2センチの段差が歩道と車道、車の出入り部分との境をしっかりと認識するために必要な段差とい

うことで、こちらの政令で定められている部分でございます。

あくまでもこちらが新設道路を造るときということになりまして、今ある5センチのものをどういうふうに変えていくというふうな基準があるかということ、それについては明確なものはございません。今、もしそういう要望があった場合、何か基準にのっとって整備をしていくのかという御質問ですけれども、それについても、その場所を確認をさせていただいて、危険性であるとか、緊急性であるとかその辺を、現場のケース・バイ・ケースになりますので確認をさせていただいた上で検討するという形になると思います。

以上です。

**○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。**

**○21番 遠藤憲子 議員** 今、整備基準というものはあくまでも新設の道路についてということでありました。例えば、これも以前に伺ったことあるかもしれませんが、龍ヶ崎市は、車道と歩道、確かにフラットになっているような、旧市街地でもたしかそのようなことを見受けたんですが、牛久の場合にはそういうような状況は対応取れないのかどうか、その辺、しつこいようですけれども、もう一度伺います。

**○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。**

**○野島正弘 建設部次長兼下水道課長** 明確に歩道、車道という形で分かれている部分については、今お話をさせていただいた2センチという部分になろうかと思えます。御質問の中にありました龍ヶ崎市の、場所が特定できないんですけれども、すみません、私が今聞いていてあそこかなと思ったところについては、多分、歩道ではなくて、路肩にペイントをされていて、完全に歩道ではない部分がほぼフラットというか、フラットで色だけついている部分がありますので、そこではないのかなというふうに、ごめんなさい、違ったら申し訳ないんですが、そう考えております。

牛久市としましては、やはり歩道と車道という形で明確に分かれている部分については、先ほどの視覚に障害をお持ちの方等のことも配慮して、完全なフラットということは今現時点ではできないのかなというふうに考えております。

以上です。

**○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。**

**○21番 遠藤憲子 議員** 分かりました。その場所によってはいろいろと改善できる可能性が少し出てきたのかなと思いますので、その辺については調整をしながら、再度、担当課のほうに要望したいと思えます。

今回、私が取り上げました一般質問、市民アンケートからの質問でございました。アンケートから見えてきたのは、物価高騰によりまして「今までに比べて生活が苦しくなった」、このように答えた方は6割にも上ります。答えた方の年代、いろいろとありますが、日々の暮らしをよく見ている、このような意見でございました。

しかし、今現在、多様な働き方といって、若い世代は低所得と貧困に悩まされております。不安定な非正規雇用が約2,000万人とも言われ、年収では200万円以下で暮らす人たちが増

えています。日本だけが、賃金の上がない国と言われております。

こういう中で、将来に希望を持ち得ない。ほかとの他者との関わり合いを持ちにくく、暮らしてだけで精いっぱい、とても家族を持つなど考えられない。選択肢として結婚を選ばない人たちもおります。何の手だても打たなければ、少子高齢化はこれからも続くと思われま

す。人と人がつながる大切な時期、この3年間、コロナが分断をしてしまいました。地域の中でもこのような状況がいろいろと出ております。一度壊された関係を元に戻すのは容易ではないことは明らかであります。5月8日からは、新型コロナの感染症の分類が引き下げられます。2類から5類というふうになる予定です。医療だけでなく、市民生活への影響は計り知れないと思

います。子供たちの将来に希望を届けられるように、また、市民が納めた税金は市民生活の向上に使ってほしい、これが市民の願いであると思

います。市民の要望に真摯に向き合い、そして市の政策として、調査研究だけでなく、実現できるような牛久市にしていくためにも、私どもも今後

も力を尽くしたいと考えております。

これで一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で、21番遠藤憲子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は15時15分といたします。

午後3時08分休憩

---

午後3時19分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、執行部より答弁の補正を求められておりますので、これを許します。

川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 先ほど遠藤議員の御質問の中で、学校給食の食材における地場産率のうち、市内産の率は幾らなのかという御質問に対してですが、2回調査がありまして、1回が53.1%、2回目が45.7%ということで、どちらも50%前後の数字ということ

でございます。

以上、訂正させていただきます。

○杉森弘之 議長 日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、22番利根川英雄議員。

〔22番利根川英雄議員登壇〕

○22番 利根川英雄 議員 日本共産党の利根川英雄です。

159回目の質問をさせていただきます。

まずは、議場などでよく使われている受益者負担という問題についてであります。

この問題もこれまで何度か行ってきました。この受益者負担、法律学では、「国または地方自治体が行う公共事業により特別の利益を受ける者に対して、特別の利益を基準に、それを限度として、その事業費の全部または一部を負担させる目的で課せられる金銭給付義務をいう。受益者

負担ともいう」ということであります。

現在、受益者負担については、個別法の中には規定をされておられません。規定されているのは、道路法61条、河川法70条、都市計画法75条、一般の制度としては、この受益者負担というものは確立しておられません。

目的税である都市計画税、これは都市計画法の目的として、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とすると、それに伴って都市計画税を徴収しているとあります。固定資産税プラス都市計画税、プラス受益者負担金、これは税の二重課税ではないかという議論もあります。しかし、残念ながら、この法廷で争ったときには、訴えたほうは敗訴したそうであります。

では、この受益者負担の問題について、受益は何なんでしょうか。読んで字のごとく、利益を得ること。行政サービスにおける利益とは何と考えるのか。

私は、地方自治体での受益者負担はなじまないと思います。これについての答弁をお願いいたします。

**○杉森弘之 議長** 根本洋治市長。

**○根本洋治 市長** 公共施設などにおいて、市民の皆様にご負担いただいております使用料につきましては、地方自治法第225条の「普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けている行政財産の使用又は公の施設に利用につき使用料徴収することができる」という規定に基づき、公の施設の使用の対価につきまして、条例の定めるところに従い、徴収させていただいております。

また、手数料につきましては、地方自治法第227条の「普通地方公共団体は、当該普通公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収できる」との規定に基づきまして徴収させていただいております。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 利根川英雄議員。

**○22番 利根川英雄 議員** 地方自治法の225条の問題は当然言ってくるんじゃないかなというふうには想定をしております。しかし、これは徴収することができるということなもので、取らなきゃいけないというもんでもないわけであります。

ここで私が言いたいのは、市民は税金を納めているんです。税金によって行政サービスを提供するのが、地方自治体として当然の義務です。そのサービスは収入などによって不公平があってはならないわけです。憲法第14条「全て国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係において差別をされない」と。市の考え方、この受益者負担の考え方はこれに反するというふうに思うんですが、どのようにお考えか。

**○杉森弘之 議長** 二野屏公司経営企画部次長。

**○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長** 先ほど市長のほうから答弁がありましたように、施設の利用についての……、すみません。利用につき使用料を徴収しているものでありまして、税の二重徴収という考えはございません。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 ちょっと意味がよく分からないんだけど、憲法等によって、全ての市民は平等に教育等を受ける権利があるわけです。それが先ほど言いました憲法14条によって差別になってはならない収入とか、お金を払って借りることができない人もいるわけです。これは確実に差別であります。これも憲法14条に違反すると。それで受益者負担と言うんですか。受益者負担という言葉も、地方自治体には先ほど言いましたけれども、法的根拠はないんですよ、全く。ですから、その225条の問題については、これは受益者負担の問題じゃないんですよ。このことについて、もう一度お尋ねします。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 利根川議員おっしゃるとおり、受益者負担という観点でいただいているものではなく、あくまで施設利用の対価としてお支払いいただいているという認識で徴収させていただいております。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 使用料を取るという問題について、私が一言言いたいのは、昨年の決算委員会で指摘もしました。財政運営に問題があったと指摘をしました。お金を余らせて貯金をする。去年の決算では23億円を超える貯金をしている。今度の補正でも、財政調整基金を含めて10億円のお金を貯金している。このように貯金をしながら、市民に行政サービスを受けさせるのに使用料を取るなんていうのはもってのほかだと私は思うんですが、その点についてどう考えるのか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 先ほどの財政調整基金の話ですけれども、ただ余っているから、4億のお金があったからというんじゃなくて、次の私たちの後にあるいろいろな市の市債とか、学校の建設、そういうものを踏まえて目的をつくった基金であります。そういうもので、私たちはお金をどのように配分していくかということを決めている。そして、私は皆さんが例えばいろいろな、体育館でもいいです。それを使うとき、そこには光熱費とかいろいろ、使わなかったら何もかからないところなんですけれども、使うことによって光熱費、それからいろいろな様々な、いろいろな体育館がございます。体育館を応分に、それをそこでもってもうけるとかもうけないとかじゃなくて、皆さんの施設ですから少しでもその足しにさせていただくような資金を徴収しております。ですから、法外な私は施設でもありませんし、ですから皆さんがそこを使っただく、市民に使っただく最低限のそういうものの対価というのは、私は求めておかしくないと思います。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 去年の決算委員会、市長いなかったから分からないと思うんですが、去年の決算、令和3年度の財政運営、あまりにもひどかったですよ。監査委員もそのような指摘、市の財政運営をしっかりと認識をして運営しろというような指摘もされているわけですよ。

利用料金を取る取らないの問題でなくて、私が言っているのは、当初予算、そして財政運営の中で、的確に運営がされていないということ、監査委員も指摘したし、私も指摘をしたわけですよ。お金が余れば補正予算で減額補正すればいいという問題ではないです。当初予算は何のために組んだのかということです。当初予算を組んでおいて20億以上も余らせるということは、こんな財政運営はないですよ。ですから、それを言っているのであって、それをその市民に使用料を徴収するなんていうことを言える立場じゃないですよ。

今年度だって、補正予算で10億ためているわけですよ。これをうまく使えということじゃなくて、去年の12月議会でも結構減額補正出ましたよ。余らせて貯金すればいいということじゃない。当初予算で計上した予算をどのように使ったのか。

決算委員会でも言いました。投資的効果、行政的効果はどうだったんだと。誰一人としてこれは答えられなかったですよ。こういったことも全然検証されていない中で、今のような市長の答弁というのは、到底納得できませんね。では、財政運営は何だったのかと、再度お尋ねします。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 答弁できないと思いますから結構です。

そういうふうに指摘をしたというのを、しっかりと受け止めていただきたいと。本当は財政担当の部長にも聞きたいところなんですけど、結構です。

これで受益者負担という問題については、ぜひ今後使わないようにしていただきたい。これ法律用語では先ほど言いましたように、道路法、河川法、都市計画法ですか、それにしか決められていないのであって、行政用語ではありません。

次は、防災問題についてお尋ねします。

トルコ・シリア大地震の報道は、他人事ではありません。私は、阪神大震災、東日本大震災のとき、各1週間ずつボランティア活動をしてきた体験で、この防災問題も何度か議会で取り上げてきました。その当時からすれば充実してきたと思いますが、今年は関東大震災から100年に当たります。また、トルコ・シリア大地震の活断層のずれは約400キロ。日本でも同様の活断層のずれがありました。阪神・淡路大震災の活断層のずれ、これが約200キロと言われております。日本でも、あのトルコ・シリア大地震の可能性も十分あると、識者は述べております。その一つがパンケーキクラッシュ、日本でも起きる可能性があると言われております。

災害は忘れた頃にやってくるとも言われます。今回は、来るべき大地震の備えとして、防災計画の具体化をお尋ねします。

まず、1つ目には、公共施設等の耐震状況と発電機等の設置はどうなっているのか。

第1次避難所は市内で64か所、第2次避難所は28か所となっております。この点についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 まず、市役所の本庁舎のほうの状況について御答弁申し上げます。

本庁舎につきましては、昭和49年8月に竣工しまして、築48年が経過をしております。また、分庁舎のうち、社会福祉協議会の執務室が入ります既存棟につきましては、平成4年3月竣

工、築31年、建設部執務室が入ります分庁舎増築棟につきましては、平成12年3月竣工、築23年であります。教育委員会がこれまで入っておりました第3分庁舎につきましては、平成14年3月竣工、築21年となっております。

本庁舎は平成14年に耐震補強工事を行いまして、分庁舎及び第3分庁舎は新耐震基準にのっとり建築をされている建物であります。

また、現在庁舎に設置されております自家発電装置は、天災などの理由で商用電力が停電した場合、自動的に運転し電力供給をするもので、灯油を燃料としております。

敷地内にあります保健センターにつきましては、昭和63年3月竣工、築35年、新耐震基準により建築されている建物であります。発災の際、災害対策本部が設置をされるために、令和3年に、大規模な空調改修工事と同時に、軽油を用いまして72時間は連続運転できる自家発電装置を設置しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 多くの避難所に指定されております公立学校施設の耐震状況につきましては、文部科学省で示された基準に沿って、新耐震基準以前に整備された校舎や体育館等の建物を対象に耐震診断を行い、耐震補強工事や改築工事を実施してまいりました。耐震化率につきましては、平成29年度の牛久第一中学校の体育館改築を最後に100%となっております。また、非構造部材の対策についても全て完了しております。

災害時の非常用電源の確保といたしましては、ひたち野うしく小学校及びひたち野うしく中学校において、電気自動車の電源を利用した給電設備を設置しております。また、ひたち野うしく中学校では、突然の停電に備え、緊急時における最低限の機能を確保するために、蓄電池を設置しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 避難所におきます発電機の設置状況という御質問にお答えします。

牛久市で整備しているものとして、第2次避難所の発電機、こちらは全ての2次避難所に設置をしております。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 第1次避難所のほうには、発電機、充電器も含めて設置していないということよろしいのでしょうか。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 第1次避難所、各自治会、行政区の区民会館等なんですけれども、こちらにつきましては、各自主防災組織等で準備しているものがあると思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 よく聞こえなかったんですが、確認をしていないということで理解をいたしました。

次に、何らかのときにあまりよくあれば果たさないとされている防災無線ですね。新規防災無線の設備状況と、それと従前との比較ですね。全く聞こえないとか、全て聞こえるようになるようなものをやられているのかどうか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 防災無線につきまして、お答えいたします。

防災無線のデジタル化に伴うシステム整備工事につきましては、令和3年度から令和7年度までの5年間の契約となっております。令和4年度中には親局設備、警察署、消防署、保健センターに設置する遠隔制御局設備の整備が完了します。令和5年度以降は、屋外拡声子局、戸別受信機の整備を進めていく予定となっております。

従来との比較でございますが、高性能スピーカーの採用に伴い、音達エリアが拡大され、より聞き取りやすくなるということになります。また、高品質の音声合成装置を導入いたします。本装置は、騒音の激しいJR駅構内放送にも採用されるなど、豪雨や暴風などの喧噪環境における伝達品質の確保にもつながると考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 現在あるやつについては、うるさいという声も多分に聞こえているんですが、そのような幅広く伝えられるということになると、音が大きくなるのか、それともどういう状況になるのかですね。そのうるさいという問題についての解決方法はあったのかどうか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 確かに防災無線につきましては、一部うるさい、逆に聞こえないというような御意見もございます。その解決策としまして、今回、新たなスピーカーを、それぞれの子局にスピーカーを新しく更新するということになりますが、そのスピーカーの種類も、それぞれの子局の環境によって、スピーカーの指向性を変えてより遠くに伝えなきゃいけない場所につきましては、より遠くまで届く指向性のスピーカーを、また、住宅街に接しているような子局に関しましては、真下に音が伝わらないような、要するに簡単に言えばうるさくないようなスピーカーというような、それぞれの環境に合わせたスピーカーを設置してまいります。

また、実物が市役所の屋上に既に設置されておりました、こういうものだなというのは御覧いただければと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 私も商売柄、スピーカーによってうるさく聞こえるスピーカーとそうでないスピーカーがあるのは知っております。ぜひこれも市民要求に基づいてやっていると思いますので、まだ全部工事が完成したわけではないので、その点、皆さんの意見を今後受ける



ということになると思います。

次に、防災倉庫の箇所数と備品の状況ですね。

これも3. 1. 1のときに私どもは各防災倉庫を見たんですけれども、ひどいところがあって、毛布があったけれどもカビ生えているし、あるものは大きな鍋が1個しかないというような備蓄倉庫もありました。この防災倉庫の箇所数と備品の状況、また、その点検状況についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 防災倉庫の箇所と備品の状況につきましてお答えいたします。

まず、防災倉庫としては、市役所敷地内、牛久運動公園武道館脇、中央生涯学習センター、奥野生涯学習センター、総合福祉センターの5か所にございます。また、教育委員会や学校側と協議の上、牛久小学校、ひたち野うしく小学校、牛久第一中学校、牛久第三中学校、牛久南中学校、下根中学校、ひたち野うしく中学校、おくの義務教育学校には、空いているスペースを借用し、食料等の備蓄品を置いている状況でございます。

備品の整備ですけれども、従来は飲料水、アルファ米、粉ミルク、毛布の備蓄が中心でしたが、近年では新たに液体ミルク、携帯トイレ、段ボールベッド、また、感染症対策を考慮し、テント、パーティション、マスク、消毒液を購入し、備蓄品の大幅な拡充を図ってまいりました。

なお、点検状況でございますが、職員のほうが四半期ごとに定期的に点検をしている状況です。以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 これは1次、2次避難所のほうの備品の点検は全部やっているということですか、確認をします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 市で設置しております2次避難所の点検を実施しております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 2次避難所のほうだけですね。はい、分かりました。

避難所のプライバシーの問題については、前回も質問しました段ボールベッドの問題、それまた、一つ区画ずつの仕切りですね。そういったものをやるべきじゃないかというような提案もしました。このプライバシー保護の問題についてはどの程度準備されているのか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 避難所でのプライバシーを保護するため、市としましては、段ボールベッド、間仕切りや段ボールの各種パーティション、テント等を購入しております。各種パーティション、テントに世帯ごとに入らせていただくことにより、プライバシーの保護につながると考えております。

また、避難所では、トイレ、更衣室ともに男女別としたり、授乳室を設けた避難所のレイアウト図の作成を、各行政区の区長、役員と避難所開設運営訓練にて実施をしております。

一方、避難所でのプライバシーを守る上では、避難者である市民の意識も重要となります。避

難所では多くの人と一緒に生活をしなくてはならないので、気配りや思いやりの気持ちを持つことも、避難所でのプライバシー保護につながると考えます。その点につきましても、市民の皆様にも御理解いただけるよう周知していきたいと思えます。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 段ボールベッドのあれは前回聞いたときの質問では、200個程度というふうに聞いたんですが、その程度で足りるのかどうか、それとまた、それより増えているのか。そのパーティションとか間仕切りですね。そういったものも、段ボールベッドと合わせてあるのかどうか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 段ボールベッドは現在備蓄している数量が232台、パーティションが480台、480基ですね。テントにつきましては560張りとなっております。また、ベッドにつきましては、令和5年度の購入予定としてエアーベッド、シングルサイズですが、これを1,500台購入する予算を計上している状況です。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 前回の質問から相当充実してきたなというふうに思います。

一つは避難所、暖房設備及び畳が望ましいんじゃないかと思うんですが、私が3.11のときに福祉センターに避難していた人の話を聞いた中では、福島から避難してきた人が何か所かにわたって全部体育館だったそうなんです。それを牛久に来たときに、福祉センターに来て、牛久はもう天国みたいなもんだと。畳があって、冷暖房利いて、温かい食事が朝と夜出てくると。あそこで炊き出しをやってましたからね。その中で聞いたのが、1つ前のところの避難所で、体育館だったそうなんです。年配の方が寒さで亡くなったという。それに比べれば、牛久は非常にその天国みたいだというふうに言われたんですけども、この牛久の避難所を、例えば中学校等は武道館等がありまして、畳なんかもあると思うんですが、そういった方向で避難所という考えはあるかどうか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 避難所の畳の件ですけれども、市内の中学校、高等学校、運動公園武道館には武道場、総合福祉センター、奥野生涯学習センター、三日月橋生涯学習センターには和室がございます。こういったところが、高齢者等の要配慮者には畳を使った場所での避難生活を送っていただくことを考えております。また、中学校も、畳のあるような武道場ですね、こういったところも当然考えられると思えます。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 ぜひそういう方向で、計画の中に入れておいてほしいと思えます。

それと、各学校には給食室がありますね。ここを使って炊き出しはできないかと、これも前回、またその前のときの質問にもしたと思うんですが、これはなかなか難しい状況だとは思えます。

が、3. 11のときに福祉センターで給食室で炊き出しをやったときに、ボランティアの人が結構多く来て、手持ち無沙汰にしているような人もおります。ですから、こういったボランティアをやりたいという人もいるとは思いますが、この各学校において給食室があるところ、それを炊き出しとして使えるかどうか。これはもうなかなか難しいとは思いますが、この点についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 牛久市の公立学校は、全ての学校に給食室が整備され、自校式給食として子供たちに提供しております。自校式給食のうち、自校炊飯は牛久小学校など7施設、炊飯業者に委託しているのが岡田小学校など7施設となっております。また、都市ガスを使用している給食室は、ひたち野うしく小学校、ひたち野うしく中学校、牛久第一中学校、牛久第二小学校で、ひたち野うしく中学校においては、災害時に都市ガスが遮断された場合でも、LPガスに切り替えて使用できるハイブリッド式の回転釜を整備しております。なお、10施設においてはLPガスを使用しており、LPガスは各施設ごとに供給が可能なので、災害発生時にガスの供給が遮断された場合でも、個別に調査点検を行うことで、都市ガスに比べて相対的に早く復旧が可能と考えております。

なお、学校給食の委託業者に対して、災害等の緊急時に被災者に対する食料の提供を行う際、協力していただく旨の委託仕様書の中でうたわれておりますが、現実的には調理員の人員の確保という課題はあり、委託業者により給食室を使って被災者への食事を提供することも、可能という意味では可能でございます。

このように、各学校の給食室によって設備は異なりますが、学校活動を停止せざるを得ない大災害が発生した場合、学校施設が避難所となれば、被災状況にもよりますが、稼働できる給食室の炊き出しは、物理的には可能であると考えます。ただ、災害時において、学校運営が実施され、給食の提供が必要な場合には給食を優先するため、給食室での炊き出しは難しいものとなります。物理的な施設の面等、実際の運用等、なかなか難しい部分はあるかと思えます。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 以前も何回かいろいろな質問をしたときに、学校の施設を学校教育以外に使うことができないというような法律の締めがあって、違うものに使った場合には、国からの補助金返還だなんていうことも言われていたわけですがけれども、この学校の給食室を使うかどうか、それは事前に文科省も含めて確認をしておいていただきたいと思えます。

次に、各行政区の区民館等の地下水設置の状況と、水質検査についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 東日本大震災では、牛久市内で3日間断水となり、水の確保に困難を来しました。そのような状況下、ふだんから井戸水を利用している方が、御近所に井戸水を分けるなどし、大変重宝されたという例が多く見られました。

そのため、市では、井戸水のない区民会館に生活用水確保のための井戸を設置することといたしました。現在は、当初から井戸を利用していた区民会館と合わせ、60か所の区民会館に井戸

が設置してある状況でございます。

井戸の水質検査につきましては、各行政区に対して年1回検査希望の有無を募り、有償で実施しております。なお、検査については、会館だけではなく、各行政区と災害時における御自宅の井戸の使用について協力関係を構築している市民宅の井戸水検査につきましても併せて実施しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 地下水水質検査は13項目だったですかね。必要だと思うんですけども、ある行政区では、水質検査をしていないので、これは飲用水に使えませんというような状況もあるようなんですが、そこら辺のところ、やはり防災という形で地下水を使っているということであれば、これは確実にいつでも使えるような形で水質検査というものを行ったほうがいいと思うんですが、これは何年か前のときは、これは行政区が勝手にやるものだから、市は関係ないというふうな答弁をもらったんですけども、少しずつ今、進歩しているのでね。ぜひこの点については、市のほうで責任を持って水質検査できないかどうか、その点についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 基本的に、各行政区の区民会館に設置している井戸につきましては、あくまで生活用水の確保というところを目的としております。必ずしも飲める水ばかりではないというところは大前提としてあります。もちろん飲用が、検査の結果飲めるという場合もありますし、場所によっては消毒等してもなかなか厳しいというようなものもございます。

ですので、飲料水につきましては、市では備蓄のペットボトルの水を緊急時は使うということで、あくまで生活用水として確保しているということでございます。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 分かりました。結局のところは生活用水、飲料水ではないということとそういう認識を、それは各行政区に伝えているんでしょうか。その点をちょっと確認したいと思うんですが。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 その点につきましては、各区長さんに伝えているということです。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 この避難所での問題の一つというのは、水ですね。市のほうとしてはペットボトルで、あれは備蓄してあるということなんですけれども、多くの人たちがそこに行くとき、なかなかもらえないというようなこともあると思うので、私が以前提案したのが簡易浄水器ですね。安いものでは2,000円ぐらいから、また、何十人ということになると、やはり10万、20万というふうはこの簡易浄水器はするんですが、そのほかに、先ほど1次のほうの発電機の問題がありましたけれども、簡易発電機というのは今、市のほうで備蓄しているのかど

うか。前回のときの質問では、カセットこんろ等でその発電機があるというふうに聞いていたんですが、今の状況はどういう状況なのか、設置状況をお尋ねします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 お答えいたします。

まず、簡易発電機につきましては、避難所にガソリン式の可搬型発電機、また、カセットガス式の可搬型発電機を1台ずつ配備できるように購入をしております。

また、簡易浄水器につきましては、現在は設置されておりませんが、備蓄しているペットボトル飲料水や飲料水兼用耐震性貯水槽などを活用することにより、飲料水は確保できるものと考えております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 この簡易浄水器の点については、ぜひ検討していただきたいと思っております。

次に、飲料水兼用耐震性防火水槽、この事前の運転ですね。3.11のときに、3台ある飲料水兼用の耐震性防火水槽が規定どおりにちゃんと動いたのは1か所だけ、あと2か所はうまく動かなかったというふうに聞いております。

この事前運転ですね、それは行政区と合わせてしなきゃならないと思うんですが、これは少なくとも1年に一遍はすべきだと思うんですが、その点についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 飲料水兼用耐震性貯水槽につきましては、災害時に市職員が駆けつけることができない可能性を考慮すると、市民のみでも災害時に利用できることが望ましいと考えております。

刈谷第2児童公園につきましては、刈谷自治会館内にあることから、日頃より行政区にて取扱い訓練を実施しておりました。

一方、ほかでは訓練を実施していなかったため、岡田小学校、田宮防災広場、みどり野第1児童公園にて取扱い訓練を、周辺の行政区の区長、役員と平成30年度、令和元年度に実施をしております。

訓練の際、飲料水兼用耐震性貯水槽の倉庫の合い鍵を作製・配付し、各行政区の防災訓練の際などに実施するよう依頼をしております。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 刈谷のほうについては、毎年そのような訓練をして、3.11の前に、数日前にその訓練、動かしたから、十分使えたという話も聞いておりました。

特に、岡田小学校とみどり野のほうですね。岡田小学校は、教頭先生が一生懸命ポンプでやったというふうな本人に聞いてきましたけれども、これ先ほどのあれですと、ここ二、三年、どうもやっていないようなふうを受け止めたんですが、これを、事前運転を毎年行政区合わせてやっているのかどうか、もう一度確認します。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 以前実施した訓練からある程度時間がたったり、また、行政区においては、訓練を実施していなかったりというところがございますので、今後、毎年実施できるようにしてまいりたいと思います。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 せっかくある飲料水兼用の防火水槽が十分機能を発揮しなかったという問題については、やはりちゃんとしていかなきゃいけないと思いますし、役員というのは毎年替わる場合もあるわけで、そうしますと使い方を分からないということもありますので、ぜひそういう形では毎年、その事前運転はしていただけるよう確認をとっていただきたいというふうにお願いします。

次に、飲料水兼用の耐震性防火水槽の設置ですね。これは前池辺市長のときにも質問しました。そのときには、ひたち野うしくのリフレ前のところに設置するというふうに答弁をもらったんですが、いまだかつてそうになっていないと。なっていないから、ひたち野うしく小学校建設のときには、飲料水兼用の耐震性防火水槽の設置と言いましたけれども、お金がないということで設置されておられません。

先ほど部長のほうで答弁ありました。約3日間、水が出なかったと。そこで出なかったのが、ひたち野うしく、小坂団地、神谷と。出なかったのはこの3か所ですね。3日間まるで出なかった。

そういうことでいけば、これらを含めて飲料水兼用の耐震性防火水槽の設置は急務ではないかと。現在、60トンの飲料水兼用の耐震性防火水槽は、設置費用で大体8,000万ぐらいかかるんですね。ところが、同じ60トンクラスで、水の缶詰と言われる全部密閉式のものがあるんですね。これでいきますと、1基2,000万ぐらいなんです。非常に安いと言っただけなんです。そしてこの密閉型の水質検査、これはその結果がありますけれども、16年間密閉しておいて、そして地下水と同等の検査をして、飲用適というものが出ているわけでありまして。

即ということではなくて、やはり水が出ないところ、特に高層住宅が多いところですね。ひたち野ですか。これは一番上の人も、もう当然水が出てこなくなってしまうから、まずはそういったところから飲料水兼用の耐震性防火水槽、これを、前市長が答弁したまじひたち野うしくのリフレ前にやるべきではないかというふうに思うんですが、その点についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 現在、市内には、刈谷第2児童公園、みどり野第1児童公園、岡田小学校、田宮防災広場の4か所に340トン分、飲料水の耐震性防火水槽が設置してございます。

現時点では新たに耐震性貯水槽を設置する計画というものはございませんが、耐震性貯水槽がない地区には、4つの耐震性貯水槽や栄町にあります県南水道貯水タンクから取水し、市保有の給水車、また、県南水道企業団保有の給水車にて搬送給水を実施する計画であります。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 すると、池辺市長が約束した耐震性防火水槽は造らないというこ

とで確認をしていいですか。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 現在、計画はございません。

以上です。

○杉森弘之 議長 今年の寒波の中で、北陸のほうで1週間以上水が出ないというような状況、これは誰も想定はしていなかったわけですよ。そういう中で、特にひたち野の高層住宅なんかは、水が出なくなったら全く使えないわけですよ。こういったことをやはり想定していくには、やはり計画を持ってやっていかなきゃいけないというふうに思いますが、今の状況ではやる気がないと、勝手にしろということですね、じゃ。分かりました。

それと、みどり野のあの飲料水兼用の耐震性防火水槽の使い方、非常に長く列ができてうまくいかなかったということで、前市長が非常に怒っていたそうなんです、そのときに聞いた中では、基本的には飲料水ではなくて生活用水、トイレとか、洗濯物ですね。そういったものに使うのに、そこで長蛇の列が出ていたと。そのときに、池辺前市長は、県南水道の井戸がありますね。中央生涯学習センターの隣に大きな井戸のタンクがあります。あそこのタンクを使って、生活用水を分配するというのも答弁をしておりました。

この点について、県南水道との確約を持てば、あそこで生活用水の水、井戸水を給水できることができるはずなんです、その点についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 栄町にある県南水道の貯水施設ですね。こちらはもちろん利用することはできます。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 ぜひ、これは市民の皆さんに知らせてほしいと思います。大量の水を、当然必要なわけです。

例えば、私が阪神・淡路大震災のときにボランティアに行ったときに、給水班という担当になって行ったわけですが、神戸の市営住宅、5階建ての市営住宅の前に、自衛隊の給水車があったんです。そこに年配の女性の方が来て、小さな鍋を持って一つで来たんですね。その人は5階だそうなんです。「これ一つで足りるんですか」と聞いたら、「足りない」と。自衛隊の人は持って行ってくれないので、「私が持っていくます」ということで、18リットルのポリタンクを2個持って5階まで上っていった。どこに上げろと言われなかったら、お風呂に入れたんですね。そのとき私も多少かちんときたんですが、そうしたら、やはりトイレが駄目なんですね。トイレを流すことができないということで、そのためにお願いしたいということ。

これを見ますと、自衛隊というのは、上から命令されなきゃやらないところなんです。警察も同じですけども、上から命令しないとやらないという可能性がありますのでね。ですから、この生活用水の問題については、ぜひいろいろなところでできるようにしていただきたいというふうに思います。

それと、総務省が進めるLアラート、J-A L E R Tじゃないですよ、これ。Lアラート、そして災害時の道路情報や大型イベント情報などを提供する「しずみち i n f o」というものがあるんですが、これは稲広などの広域化で考えられるのではないかというふうに思うんですが、このような暮らしに密着したふだん使いができる防災情報システムの併用について、どのように考えるか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 牛久市では、来年度より防災アプリを新たに導入予定であります。

本防災アプリでは、市から避難情報、災害発生情報、防災無線情報、防災マップ等の情報を見ることができ、災害時のみならず、日頃より利用できるものとなっておりますので、アプリがリリースされた際には、多くの市民の皆様にご利用いただけるよう周知してまいりたいと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 そのLアラートというのは、茨城県では筑西市と結城市だったかな。2つの自治体がこのLアラートに加盟しているそうなんですが、これ総務省がやっているんですね。全国、日本全国の地方自治体から災害情報を1か所に集めて、それを一つのアプリにして各個人で見られるようにするという、今研究段階で、徐々に広がりつつあるんですが、テレビ・ラジオの事業者、そしてネット配信、サイネージ事業者、スマートフォンでも、全国の情報が自分のスマートフォンで見られるという、これがLアラートというやつですね。例えば、東京の大震災があって、東京の状況がどうなのかというようなこと、これがこのLアラートによると分かるということですね。

それと、「しずみち i n f o」というのは、これは静岡市の独自のものであって、道路情報ですね。この道路情報を逐一、一つのアプリに入れて、例えば何号線のどこどこで水が出ているだとか、どこどこで大きなイベントをやっている、その駐車場があるとかないとかと、そういう情報を静岡市独自のアプリでつくっている。

これは牛久市だけでやるということとはちょっとなかなか難しいと思うんですが、県南地域、特に稲敷広域市町村圏ですね。このくらいのあれでいけば、例えば龍ヶ崎に行くのにどこの道路を歩いていったらいいとか、どこの道路は決壊していて駄目だとか、これは地震だけでなく、台風なんかも含めてやることのできるこの「しずみち i n f o」というものがあるんですが、これらをぜひ研究をしていただきたい。

Lアラートについては、茨城県では2つの自治体しかやっていませんけれども、少しずつ全国的に、全国的に増えていくというふうに思います。特に、牛久に住んでいる方というのは、東京に通っている方も多いと思いますのでね。そういった情報をこのスマートフォン、電話をかけても何してもはっきり分からないという状況の中で、国と地方自治体が連携してやっていくこのLアラートというものは当然必要だと思うんですが、その点についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。



○小川茂生 市民部長 災害時において、あらゆる情報を取得するというのは大変重要なことでございますので、議員の御指摘のＬアラート等、また、広域的なシステム等についても研究してまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○２番 利根川英雄 議員 いや、ぜひ、このＬアラートというのは非常にいい情報システムだというふうに思いますので、これに加盟するのは無料ですから、お金かからないから、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に、パンケーキクラッシュ、災害発生後の市の具体的な計画、災害後の計画、看護師・保健師の派遣や、避難所に対する、避難所に退避している方の対応、特に身体にハンデのある人への具体的な計画はあるのかどうか。また、パンケーキクラッシュの調査研究などすべきではないかというふうに思います。その点について、それとあと外国人対策ですね。外国人対策はどうするのかをお尋ねします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 災害発生後の市の具体的な計画としましては、地域防災計画がございます。地域防災計画は、地域の実情に即した被害を想定し、災害発生時の避難、消火、水防、救難・救助などの具体策のほか、ライフラインの復旧、食料・医薬品・物資の輸送、対策本部の体制、復興の進め方、防災教育や避難訓練、備蓄計画などの非常に多岐にわたる項目を盛り込んだ各自治体独自の防災計画となっております。

本防災計画以外にも、牛久市業務継続計画、牛久市避難所運営マニュアル、牛久市大雪対応マニュアル、牛久市避難情報等の判断・伝達マニュアルなどを定めておりまして、それらに基づき災害対応を行っていくこととなります。

次に、外国人の方への対策でございますが、防災意識の普及啓発として、総合窓口で「牛久市暮らしの便利帳２０２１」の「牛久市揺れやすさ防災マップ」に外国人向けの「避難所について」と題した文書を差し込み、外国人の転入の際に配布をしております。

また、防災パンフレット、これは英語、中国語、韓国語、ポルトガル語訳となっておりますが、防災啓発冊子を市役所２階国際交流プラザの書棚に設置し、国際交流協会やボランティアと連携をして防災意識の高揚を図っております。

また、実際の災害発生時には、ホームページ等による速やかな災害情報の周知や、茨城県国際交流協会など他団体の実施する相談窓口を紹介いたします。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○２番 利根川英雄 議員 私、３．１１のとき、南相馬にボランティアで行ったんですが、そのときはどういう状況だったかということ、市民の意見が避難所なり役所に届かないんですね。私たちは何をやったのかということ、１件１件いる方のところに行って要望を聞いて、そして市のほうに上げていくという活動をしました。また、体の具合悪い方については、保健師さんが名簿

を持って歩いていたんですが、この方は関西から来た方なんですね。そうすると、今思いますと、震災後の具体的な計画というものは、牛久もそうでしょうけれども、具体的な計画というのを持っていないと。

防災に詳しい識者によりますと、備えというものはどこでもやっている。しかし、災害が起きた後にどうしなきゃならないのか、行政、市はどう動かなきゃならないのかという計画を持っているところがほとんどないという言い方だったんですね。

ただ、これ非常に難しいことで、私もどういうふうにやっていけばいいのかというのはなかなか難しいとは思いますが、ぜひこういったものを今後、検討していってほしいと思います。

先ほどパンケーキクラッシュという問題を言ったんですが、これはトルコ・シリア大震災で、1階に2階部分が崩れて上がばっと崩れてくる、これパンケーキクラッシュと言うんですが、これが日本でも起き得る可能性がある。耐震をした設計のやつでも可能性としてあるというのが、識者の見解です。

日本で、阪神・淡路大震災のときのマンションなんか崩れたとき、あれはパンケーキクラッシュだったんですね。1階に2階部分がぺちゃんこ潰れていくという、こういうことが日本でも起き得ると。

実際にこの牛久市において、30年以上前に建てられたものというのは、パンケーキクラッシュになる可能性があるというふうに思うんですが、その検討、研究はすべきじゃないかというふうに思うんですが、これについても難しいことであって、簡単にできるものでないので、ぜひこの点については、今後検討の課題としてやっていただきたいというふうに思います。

今期で引退することになりました。市民の皆さんのおかげで、10期40年間活動することができました。大変お世話になりました。

議員生活で特に思い出に残るのは、東京自由乗車券の復活でした。牛久から署名運動が始まり、県南議長会及び市長会、最後には県知事も取り上げていただきました。また、大野正雄市長時に初めて取り上げたのが市内循環バスの運行、現在のかっぱ号の前身であります。

これら数多く皆さんの要求を取り上げてきました。これも市民の皆さん、職員や執行部の方々、さらには議員の皆さんのおかげであります。大変お世話になりました。

10期40年間の議員生活は、走馬灯のようによみがえってきます。大野正雄市長、大野喜男市長、池辺勝幸市長、根本洋治市長、大変お世話になりました。

これをもって、議員としての最後の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。  
(拍手)

**○杉森弘之 議長** 以上で、22番利根川英雄議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後4時26分延会